# 参考資料4

地方公共団体における施策事例

# (1) 施策事例と対策メニュー

地方公共団体における施策事例と、施策がカバーする対策メニューとの関係を以下の表に示す。なお、事例掲載都道府県名及び市区町村名は、(2)に示す具体的事例に対応している。

# 図 地方公共団体における施策事例と対策メニューとの関係

			施策がカバーする対策メニュー																	
			事例掲載	事例掲載		産業			業	務			家	庭			運輸			
o. 分類	施策名	概要	都道府県	市区町村	運用改善	機器導入	燃料転換	運用改善	矩体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	矩体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	機器導入	燃料転換	転換	廃棄物
1 条例規制	エネルギー環境計画書制度	一定規模以上の工場・事業場に対し、温 暖化対策計画書、実施状況書等の提出を 義務づける。	愛知県		0	0	0	0	0	0	0									
2 条例規制	建築物環境計画書制 度	一定規模以上の建築物の建築主に環境計 画書の提出を義務づける。	東京都					0	0	0	0									
3 条例規制	アイドリングストッ プの義務化	自動車等を「駐車」している間における アイドリングストップを義務付ける。	山梨県	奈良市 (奈良県)												0				
4 導入支援	クリーンエネルギー 自動車導入費補助	クリーンエネルギー自動車の購入に対し て、費用の一部を補助する。	群馬県	姫路市 (兵庫県)														0		
5 導入支援	高効率給湯器購入補助	高効率給湯器購入に対して、費用の一部を補助する。		岡崎市 (愛知県)								0		0	0					
6 取組支援	エコ工場、エコオフィ スの登録制度	地球環境保全等に関し、地方公共団体の 定める登録要件を満たす工場やオフィス をエコ工場、エコオフィスとして登録する。	滋賀県	高松市 (香川県)	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
7 取組支援	環境家計簿	インターネット環境家計簿に家庭の電気 やガス等の使用量を入力することによ り、家庭からの CO <sub>2</sub> 排出量の把握、一般 家庭の平均値との比較・評価が可能。参 加希望者は会員登録必要。	京都府	下関市 (山口県)								0		0						

					施策がカバーする対策メニュー																
				事例掲載	事例掲載		産業			業	務			家	庭			運輸			
No.	分類	施策名	概要	都道府県	市区町村	運用改善	機器導入	燃料転換	運用改善	矩体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	矩体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	機器導入	燃料転換	転換	廃棄物
8	取組支援	家庭環境マネジメン トシステムの実施	消費者総ぐるみの自主的な環境保全活動を展開するために、家庭版環境ISOの取組みを推進。各家庭において環境負荷量を調査し、削減目標の設定や環境負荷削減のための取組の実施を支援。	石川県	宇都宮市 (栃木県)								0	0	0	0					
9	取組支援	エコファミリー登録 制度	CO <sub>2</sub> 削減のために家庭で行う取組を決め、 エコライフファミリーとして登録。ユニ ークな取組は地方公共団体のホームペー ジ等で紹介する他、多数の特典あり。	広島県									0		0						0
10	取組支援	省エネルギー新エネ ルギー普及促進事業	省エネルギー等に関する普及啓発のため のセミナー等を実施する民間団体等へ補 助を行う。	北海道	上田市 (長野県)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	取組支援	複数主体間のエネル ギー融通	コンビナートの工場排熱を企業間で融通するなど、エネルギーの面的な利用の促進に向けたモデル事業の実施や取組みへの補助等を行う。		北九州市 (福岡県)	0	0	0	0	0	0	0								0	0
12	取組支援	環境マネジメントシ ステムの取得推進	IS014001 取得のための法令等情報の提供等を行う。	香川県	多治見市 (岐阜県)	0	0	$\bigcirc$	0	0	0	0					0	0		0	0
13	取組支援	地方公共団体版環境 マネジメントシステ ムの取組推進	地方公共団体独自の環境マネジメントを 創設し、環境配慮活動の認定・公表等を 行う。	鳥取県		0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0
14	取組支援	公共工事入札制度に おける優遇制度	公共工事における入札参加資格等級格付の際、IS014001 取得企業に評価点を加点する。	佐賀県		0	0	0													
15	取組支援	北方型住宅普及推進 事業	北方型住宅の新展開における技術者への 普及推進及び技術者への技術指導に対す る補助を行う。	北海道										0							
16	取組支援	緑のカーテン普及促 進事業	アサガオやニガウリのつる性植物の種を 配布し、窓辺に緑のカーテンを作り、夏 のエアコン使用を控える取組を展開。	岐阜県					0				0								
17	取組支援	屋上緑化補助	屋上緑化を行う事業者等への補助を行う。		鹿児島市 (鹿児島県)	0			0				0								

				施策がカバーする対策メニュー																	
				事例掲載	事例掲載		産業			業	務				庭			運輸			
No.	分類	施策名	概要	都道府県	市区町村	運用改善	機器導入	燃料転換	運用改善	矩体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	矩体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	機器導入	燃料転換	転換	廃棄物
18	取組支援	グリーン配送制度	地方公共団体に物品を納入する際に指定 のエコカーによる配送をお願いするも の。	愛知県														0	0		
19	取組支援	パークアンドバスラ イド等による交通渋 滞の緩和	公共バスへの支援補助や、駐車場の整備 等を行う。	岐阜県									0			0	0				
20	取組支援	公共交通支援	バス、電車などの公共交通機関に対して 助成金を支給する。ノーマイカーデー実 施のため、バス機関へ(割引のための) 助成金を支給。市営バスの低公害車化を はかる。	徳島県	神戸市 (兵庫県)								0			0	0				
21	取組支援	エコドライブ会員登 録	地方公共団体が指針として定めた「エコドライブメンバーズクラブ」に個人・事業者に会員として登録してもらうことにより、エコドライブの取組を普及促進・拡大する。	京都府													0				
22	取組支援	エコポイント制度	各家庭での電気・ガス・水道の使用量を 昨年より減らすと、その割合に応じて参 加グループに支援金が支給される。	三重県	松山市 (愛媛県)								0		0						
23	取組支援	自治体版 CASBEE の作 成・普及	地域の特性に応じた自治体版 CASBEE を 作成・普及させるとともに、マンション 広告等で等級の表示を義務づける。	名古屋市						0	0			0	0						
24	表彰制度	省エネ・新エネ促進大 賞の表彰	省エネルギー等に関する事例発表及び省エネ新エネ促進大賞の表彰を行う。	宮城県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	表彰制度	グリーン企業表彰	率先して環境保全活動に取り組み、その 成果が顕著で他の模範となる企業を表 彰。	石川県	花巻市 (岩手県)	0	0	0	0	0	0	0								0	0
26	ラベリング	マンション環境性能 表示	マンション広告等において、温熱環境等の環境性能に関する表示を義務づける。	東京都										0	0						

										旅	亜策が	カバー	ーする	る対策	ラメニ	ユー					
				事例掲載	事例掲載		産業			業	務			家	庭			運輸			
No.	分類	施策名	概要	都道府県	市区町村	運用改善	機器導入	燃料転換	運用改善	矩体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	矩体改善	機器導入	燃料転換	運用改善	機器導入	燃料転換	転換	廃棄物
27	ラベリング	省エネ家電普及キャンペーン	家電販売店と協力して省エネ型家電製品の普及拡大を図る。キャンペーンの一環として、家電製品の省エネ性能の違いが一目でわかる省エネラベルを表示し、消費者に家電製品購入の際の適切な省エネ情報を伝達。	静岡県							0				0						
28	普及啓発	学校におけるエネル ギー教育の推進	総合的な学習の時間、環境保全・エネルギーに関する研修講座や移動理科教室を開設し、学校におけるエネルギー教育を推進する。	石川県									0				0				
29	普及啓発	省エネ・新エネパンフ レットの作成・配布	個人や事業者を対象に、省エネや新エネ に関するパンフレットを作成し、普及啓 発を図る。	北海道		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	普及啓発	省工ネ出前講座	温暖化の実情と家庭でできる具体的な省エネ方法を、実演を兼ねて伝える。講師は地方公共団体職員の他、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員が担当する。	山形県	大津市 (滋賀県)								0	0	0		0	0			
31	普及啓発	夏・冬のライフスタイ ルキャンペーン	一般市民や事業者と協力して、電力使用量が増大する夏季(冬季)期間中の適切な服装での執務、冷(暖)房温度の適温設定等、夏(冬)のライフスタイルを実践。	茨城県					0				0								
32	普及啓発	環境にやさしい買い 物キャンペーン	商店街、百貨店、スーパーマーケット、 コンビニエンスストア等において、環境 配慮商品の積極的販売、買い物バッグの 使用促進、簡易包装推進等を展開する。	神奈川県									0								0
33	普及啓発	エコショップ認定制度	商店街、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等において、環境配慮商品の積極的販売等を行うお店をエコショップとして認定、周囲へPRしてもらう。		新城市 (愛知県)								0								

$\overline{}$	
Û	

No.

分類

		プキャンペーン	実践してもらうとともに、自動車に貼る ためのステッカーを配布し、周囲へPR してもらう。	熊本県 (新潟県)							
35	普及啓発	公共交通普及キャンペーン	バスや乗り合いタクシーなど、公共交通 の積極的利用を推進する。ノーマイカー デーの推進。	鳥取県					)		
	率先行動	率先行動の実施 に資する設備の導入に対	地方公共団体自らが、事業者・消費者と して取組む環境配慮のための実行計画で あると共に、地方公共団体の事務及び事 業に関して温室効果ガスの排出抑制のた めの取組みを実施する。	一般的な率先行動の 項目を掲載		0	0	0			

事例掲載

都道府県

概要

アイドリングストップ運動に参加する個 人又は事業者にアイドリングストップを 事例掲載

市区町村

施策がカバーする対策メニュー

運用改善

家庭

機器導入

矩体改善

運輸

機器導入

燃料転換

運用改善

燃料転換

業務

機器導入

燃料転換

矩体改善

産業

機器導入

燃料転換

運用改善

運用改善

施策名

事業化支援:省エネ等を推進する事業化調査や事業化に対して支援を行うもの

取組支援:省エネ等の取組を促進する説明会等に対して支援を行うもの

普及啓発:事業者や個人の省エネ等に関する意識を高めるために情報提供等を行うもの

率先行動:地方公共団体自らが、率先的に取組むもの

# (2) 施策における具体的事例

地方公共団体における施策の具体的事例を次頁以降に示す。

# 施策一覧 (事例目次)

01.	エネルギー環境計画書制度	9
02.	建築物環境計画書制度	10
03.	アイドリングストップの義務化	11
04.	クリーンエネルギー自動車導入費補助	13
05.	高効率給湯器購入補助	15
06.	エコ工場、エコオフィスの登録制度	16
	環境家計簿	
08.	家庭環境マネジメントシステムの実施	20
09.	エコファミリー登録制度	22
10.	省エネルギー新エネルギー普及促進事業	23
	複数主体間のエネルギー融通	
12.	環境マネジメントシステムの取得推進	26
	地方公共団体版環境マネジメントシステムの取得推進	
14.	公共工事入札制度における優遇制度	29
15.	北方型住宅普及推進事業	30
16.	緑のカーテン普及促進事業	32
17.	屋上緑化補助	33
	グリーン配送制度	
19.	パークアンドバスライド等による交通渋滞の緩和	35
20.	公共交通支援	36
	エコドライブ会員登録	
22.	エコポイント制度	39
23.	自治体版 CASBEE の作成・普及	41
24.	省エネ・新エネ促進大賞の表彰	42
	グリーン企業表彰	
26.	マンション環境性能表示	45
27.	省エネ家電普及キャンペーン	46
	学校におけるエネルギー教育の推進	
29.	省エネ・新エネパンフレットの作成・配布	48
	省エネ出前講座	
	夏・冬のライフスタイルキャンペーン	
	環境にやさしい買い物キャンペーン	
	エコショップ認定制度	
	アイドリングストップキャンペーン	
	公共交通普及キャンペーン	
36.	率先行動	57

# 01. エネルギー環境計画書制度

愛知県	
	化対策計画書(実施状況書)
所管 27 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	愛知県環境部大気環境課 地球温暖化対策室
策定時期	施行: 2004 (平成 16) 年 4 月 1 日
目的・意義	近年、自動車走行に伴う大気汚染等の都市生活型の公害を始め、地球温暖化、化学物質による
	汚染、土壌、地下水汚染等、環境問題の分野が広がっている。これらの問題に対処し、よりよい
	環境を確保するために、県は「愛知県公害防止条例 (制定:昭和 46 年)」を改正し、「県民の生
	活環境の保全等に関する条例」を平成15年10月に施行した(公布:平成15年3月)。同条例第
	73条において、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等を設置又は管理する者に対して、「温
	室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書(地球温暖化対策計画書)」の提出を義
	務づけた。
	地球温暖化対策計画書の作成、提出により、各事業者が温室効果ガスの排出状況を自ら把握す
	るとともに、排出の抑制に係る措置を検討することにより地球温暖化対策の重要性を認識し、温
	室効果ガスの排出の抑制につなげることを目的としている。
対象	愛知県内(名古屋市内を除く)の工場等で、以下のいずれか(あるいは両方)の要件に該当す
	る工場又は事業場
	(1) 燃料及びこれを熱源とする熱の年度の使用量が原油換算で 1500 キロリットル以上
	(2)電気の年度の使用量が 600 キロワット時以上
	注)
	・熱及び電気については、他人から供給されたものに限る。
	・工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量
	(県内において使用される量に限る)を含む。
取組内容	▶ 対象事業者に対して、地球温暖化対策計画書(計画期間の初年度に提出:原則3年毎)、地
	球温暖化対策実施状況書(計画に基づく措置を行った翌年度に提出:毎年)を作成させ、
	知事に提出させる。
	→ 対象事業者に対して、地球温暖化対策計画書を公表させる。
	▶ 地球温暖化対策計画書 記載内容
	(1) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制
	(2) 温室効果ガスの排出の状況
	(3) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる目標
	(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係わる措置 (5) スの体が悪し割れる素質 (共進に度) といいる (特別 スジオの 佐田 見 かな) よこまたの 佐田
	(5) その他必要と認める事項(基準年度における燃料及び熱の使用量並びに電気の使用
	量等)
	▶ 地球温暖化対策実施状況書 記載内容
	(1)地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制
	(2)温室効果ガスの排出の状況
	(3)温室効果ガスの排出の抑制に係わる目標の達成状況
	(4)温室効果ガスの排出の抑制に係わる措置の実施状況
	(5) その他必要と認める事項(計画書に準ずる)
適用実績	16 年度計画書提出数 572 事業所 17 年度ま物 17 年度 1
	17 年度実施状況提出数 556 事業所
	実施状況書提出率(実施状況計画書提出数/計画書提出数) 97%

# 出典・参考文献:

http://kankyojoho.pref.aichi.jp/DownLoad/jigyo/todokede/ondanka/tebiki.pdf

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成 18 年 4 月

# 02. 建築物環境計画書制度

東京都	
	竟計画書制度 
所管	東京都環境局 都市地球環境部 環境配慮事業課 建築物係
策定時期	施行:2002(平成14)年6月
目的・意義	建築物における環境配慮の全体像を明らかにすること、優れた環境配慮の取組を行った場合にはそのレベルを評価することなどにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場を形成し、新たな環境技術の開発を促進する。また、従来型の規制的な手法ではなく、建築主自身が環境配慮の取組を指針に基づいて評価すること、都が建築物環境計画書等を広く社会に公表することなどにより、建築主の自主的な取組を促す。
	【根拠となる条例】
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
	(施行:平成13年4月、改正(施行):平成17年10月)
対象	延床面積 10,000 ㎡超の建築物の建築主
取組内容	▶ 対象建築主に対して建築物環境計画書の提出を義務付ける
	▶ 提出された建築物環境計画書を都のホームページで公表
	▶ 建築物環境計画書における環境配慮の対象範囲
	・エネルギー使用の合理化
	・資源の適正利用
	・自然環境の保全
	・ヒートアイランド現象の緩和(平成 17 年 10 月以降)
	▶ 提出書類 ※
	• 築物環境計画書提出書
	・建築物環境計画書 下知、新河書 (公安里、公安以付用の 0 種類 t)
	・取組・評価書(住宅用・住宅以外用の2種類有)
· 本田 (中) (丰	• 取組・評価書の内容を確認できる図面
適用実績	▶ 17 年度計画書提出実績 (H17. 12. 31 現在)
	用 住 事 学 工 店 病 そ
	件 80 20 12 8 12 3 10
	計 145 件
	▶ 17 年度完了届提出実績 (H17. 12. 31 現在)
	用   住   事   学   工   店   病   そ
	件 41 11 5 4 7 4 1
	計 73 件

# 出典・参考文献:

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/index.htm

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成 18 年 4 月

# 03. アイドリングストップの義務化

山梨県	ンクストッフの義務化
	ングストップの義務化
所管	山梨県庁 循環型社会推進課 環境活動担当
策定時期	施行:2005 (平成17) 年10月1日
対象	自動車を運転する人、事業者、駐車場管理者
取組内容	●義務の内容
	▶ 駐車時の原動機停止(アイドリングストップ)を義務化する。(※違反措置のない義務規定
	である。)
	【義務の対象】
	<ul><li>・自動車を運転する人:アイドリングストップ</li></ul>
	・事業者:アイドリングストップの周知や指導
	<ul><li>・駐車場管理者:アイドリングストップの周知</li></ul>
	▶ アイドリングをしてはいけないときは、自動車を「駐車」(道路交通法上の駐車)している
	間とする。具体的には次のような場面。
	・駐車場などで誰かを待っているとき
	・コンビニエンスストアやスーパーで買い物をしているとき
	<ul><li>・荷物の積み降ろしで5分以上停車するとき</li><li>・サービスエリアなどで休憩したり、仮眠をとるとき</li></ul>
	・リーピスエリアなどで体感したり、仮転をとるとさ ▶ 人命・災害に関わる緊急の場合などは、駐車中であってもエンジンを切る必要はない。例
	えば次のような場合。
	・救急車やパトカーなどの緊急自動車の業務執行時
	・保冷貨物自動車、クレーン自動車、コンクリートミキサー車など、原動機(エンジン)
	を稼働させていないと使用できなくなってしまう特殊な機能を使用している場合
	●周知方法
	▶ アイドリングストップの条例義務化についてのチラシ、ポスターの作成
	▶ アイドリングストップ条例義務化、エコドライブ運動推進キャンペーンを行う。
	・エコドライブ宣言者にエコドライブ啓発ステッカーを配布(山梨県オリジナルハローキ
	ティデザイン)
	・エコドライブ運動は、アイドリングストップを始めとする環境に配慮した運転 10 項目
	「エコドライブ 10 のすすめ」の中から項目を指定し宣言、取り組んでもらうというもの
適用実績	平成 17 年度 エコドライブ宣言車数 6589 台 (平成 16 年度 1345 台)
	宣言内訳 男性 4406 女性 2147 その他(社用車等) 36
	(県内 6407 県外 146)
備考	アイドリングの効果
	▶ 乗用車一台あたりの効果
	1 日合計 10 分間アイドリングストップをした場合約 140cc のガソリンを節約でき、1
	年間では、51 リットルになる。
	=CO <sub>2</sub> に換算すると 122kg の削減(ドラム缶 308 本相当)
	(2000ccAT乗用車 平均 12km/L 基準)
	▶ 山梨県全体の効果 県内の全乗用車が1日合計 10 分アイドリングストップした場合の1年間の削減量は、
	条件の主来用車が1 百合計 10 ガナイトリングストップ した場合の1 年间の削減重は、 61,122 ½/年(122kg/年×501,000 台)になる。
	また、県の二酸化炭素排出量に占める割合は、京都議定書の基準年である 1990 年で考え
	まると、山梨県の二酸化炭素排出量(1990年)は5,995,000~なので、約1%(61,122~)
	÷5,995,000 ら×100) に相当する。
	このうち運輸部門の排出量(1990 年)2,606,000 いに占める割合は 約 2.3% (61,122 い・
	2,606,000 5×100) に相当する。
	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>

出典・参考文献:

http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/junkan/64267279636.html http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/junkan/67637455377.html

奈良市(奈良)	<b>具</b> )
「奈良市	アイドリング・ストップに関する条例」
所管	奈良市 企画部 環境保全課
策定時期	施行:2000 (平成12) 年4月
目的・意義	世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重点区域に指定し、この区域での駐車時の不必要
	なエンジンの稼動を停止することにより、自動車の排気ガスを減らし、市民の生活環境及び文化
	財を保全する。
対象	事業者、市民、観光客等世界遺産周辺を訪れる全ての人
取組内容	▶ 条例の概要、および施行区域
	「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」を施行し、世界遺産の周辺をアイドリ
	ング・ストップ促進重点区域に指定し、この区域で自動車を駐車した時の不必要なエンジ
	ンの稼動の停止を推進する。条例により課せられる罰則はなく、条例の遵守は運転者のマ
	ナーに委ねられる。
	条例施行区域は、世界遺産登録されている、東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、
	元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の8資産郡周辺である。
	▶ 乗務員休憩所の設置
	指定区域でのアイドリング・ストップを推進するため、世界遺産登録中の8資産郡のう
	ち春日大社、薬師寺、唐招提寺の駐車場に乗務員休憩所を設置。

 $\verb|http://www.city.nara.nara.jp/www/contents/1162344503364/files/tikyuukankyou18pdf.pdf| | the contents of th$ 

# 04. クリーンエネルギー自動車導入費補助

群馬県	
天然ガス自	動車導入費補助
所管	群馬県 環境・森林局 環境政策課
策定時期	施行: 2003 (平成 15) 年
目的・意義	自動車から排出される排気ガスによる大気汚染の低減を図るため低公害車の導入を進める。
	▶ 天然ガス自動車の特徴
	・家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車
	・気体のまま圧縮して高圧ガス容器に貯蔵し、それを燃料とする圧縮天然ガス自動車がも
	っとも普及している
	・天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーのため排出ガスの浄
	化が容易で、二酸化炭素排出量もガソリン車より2~3割少ない
対象	▶ 県民又は県内事業者
	▶ 使用の本拠を県内とする天然ガス自動車を購入する者 (環境分類の大き事事が、物事が初めたようのによっては土曜社界が、効果が知りたます。
取組内容	(環境対策用途車両等、知事が認めたものにあっては市町村及び一部事務組合を含む) ▶ 補助対象経費・補助率
以附上了一	導入する車両の本体価格と通常車両価格の差額又は改造費の 1/4 (千円未満切り捨て)
	の補助金を与える
	※(社)日本ガス協会の天然ガス自動車等導入促進事業で定めがあるものにあっては、
	同事業の補助基本額を上限とする
	➤ 補助金限度額
	<ul><li>車両総重量 3.5 t 超又は定員 11 人以上の車両 300 千円</li></ul>
	<ul><li>上記以外の車両 200 千円</li></ul>
	▶ 提出書類
	・群馬県天然ガス自動車導入補助金交付申請書
	・群馬県天然ガス自動車導入補助事業実績報告書
	・契約書又はこれに代わるものの写し
	・支払証拠書類の写し(領収書の写し)
	・写真(正面斜めからナンバーが確認できるもの) 自動車や本式の写り
	・自動車検査証の写し (1)供表機に、"年間を行"の記書がまること
	(1)備考欄に"新規登録"の記載があること (2)燃料の欄に"CNG"の記載があること
	(3)初年度登録月が登録年月日と一致すること
	(4)所有者の欄が申請者と一致すること。
	・群馬県天然ガス自動車導入補助金交付請求書
適用実績	→ 平成 16 年度
	・公布台数 22 台

# 出典・参考文献:

 $http://www.\,pref.\,gunma.\,jp/d/01/cng/index.\,htm$ 

http://www.pref.gunma.jp/d/01/download/18hakusyo/18hakusyo.pdf

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成 18 年 4 月

姫路市(兵庫県	)
「姫路市低	公害車普及促進対策助成事業」
所管	姫路市 環境保全課 大気騒音係
策定時期	施行:2003(平成15)年4月1日
目的・意義	低公害車の購入又はリース契約による導入(以下単に「導入」という。)をしようとする者に対
	して、その資金の一部を補助することにより低公害車の普及を促進し、もって自動車排出ガスに
	よる大気の汚染を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ること。
対象	姫路市内に住所又は事業所を置き、事業を営んでいる法人又は個人、または事業
取組内容	▶ 対象事業者
	姫路市の区域内で事務所又は事業所を置き、事業を営む法人又は個人。ただし、公法人、
	公益法人及び次に掲げる事業者を除くもの。
	• 電気事業者
	・天然ガス事業者
	・自動車製造業者
	・総合リース業者(上記事業者に対してリースするために低公害車を購入する事業者に限
	る)
	・自動車賃貸業者(上記事業者に対してリースするために低公害車を購入する事業者に限
	る)
	▶ 助成事業の対象事業
	事業者が補助金の交付を受けて、姫路市の区域内に使用の本拠の位置を有し、現に使用
	するディーゼル自動車を解体廃車し、当該車両と同等程度の自家用の低公害車を5年以上
	の期間にわたり使用することを前提として導入をする事業。
	▶ 対象となる低公害車
	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車
	→ 補助金額
	低公害車と既存車(ベース車両)との差額の2分の1以内で、一台につき200万円を
	上限とする。
	→ 交付条件 (国際市場) - 作用 の しばか 開 か - 現 市 作用 ) - で ・ ズ ・ ・
	・姫路市内に使用の本拠を置き、現在使用しているディーゼル自動車を解体廃車するこ
	と。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	・購入により導入する場合は、低公害車を 5 年間使用すること。リース契約の場合は、5
	年以上の契約期間とすること。
	・自家用(白ナンバー)のみを対象とする。営業用(緑ナンバー)は別制度を利用。
	▶ 手続きに必要とする書類 中誌に必要な書類は母培児会調さなはまのました。 いっぷっぷっぷっぷっぱしている 必要事項を記
	申請に必要な書類は環境保全課または市のホームページで配付している。必要事項を記
	入のうえ、環境保全課まで提出する。

http://www.city.himeji.hyogo.jp/kankyoho/teikougaisya/index.html

 $\verb|http://www.city.himeji.hyogo.jp/kankyoho/teikougaisya/hojoyoukou.pdf|$ 

### 05. 高効率給湯器購入補助

00. 同划学和汤奋牌人拥切	
岡崎市(愛知県)	
「岡崎市髙	· 効率給湯器設置費補助金」
所管	岡崎市 環境総務課 環境管理班
策定時期	実施期間:2006 (平成 18) 年~2009 (平成 21) 年
目的・意義	高効率給湯器を設置する者に対してその経費の一部を補助することにより、高効率給湯器の普及を図り、もって市が行う地球温暖化防止に関する施策の推進に寄与すること。
対象	市民
取組内容	→ 補助対象となる給湯器
4XML 14T	・ (財) ヒートポンプ・蓄熱センターが指定する $CO_2$ 冷媒ヒートポンプ給湯器 (通称: エコキュート)
	・(社)日本ガス協会及び(財)エルピーガス振興センターが指定するガスエンジン給湯器 (通称:エコウィル)従業員へのごみ減量・資源化啓蒙活動
	<ul><li>▶ 補助金額:1台につき4万円(1世帯1台のみ)</li><li>▶ 補助対象</li></ul>
	<ol> <li>自身が居住し、所有している市内の住宅に設置しようとする者</li> <li>自身が住むために新築する市内の住宅に、新築と同時に設置しようとする者(所有とは、同居の親族の所有である場合を含む)         <ul> <li>(1 と 2 のいずれも、店舗などの併用住宅を含み、住民登録をしていなければならない。2 の場合は住宅完成後に住民登録することが必要。)</li> </ul> </li> <li>申請時に必要な書類         <ul> <li>市費補助金等交付申請書</li> <li>補助対象給湯器設置計画書</li> <li>設置予定住宅の所在地がわかる地図</li> <li>設置工事着手前の写真(給湯器を設置しようとする場所の写真)</li> </ul> </li> <li>6 給湯器設置に関する見積書の写し(内訳として給湯器等機器一式の費用とその工事</li> </ol>
	おあおお直に関する見慎書の与し (内訳としておあお寺機器―氏の賃用とその工事 費が示されているもの)     その他審査に必要な書類

# 出典・参考文献:

http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka3510/ka800.htm (概要)

http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka3510/kayousiki/ka803.pdf (パンフレット)

http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka1005/jisshikeikaku/3-toshikankyo.pdf(「岡崎21世紀プラン第7期実施計画について」第三章)

# 06. エコエ場、エコオフィスの登録制度

滋賀県 滋賀チャレ	· ンジオフィス (関西エコオフィス宣言)
所管	滋賀県琵琶湖環境部 エコライフ推進課 環境活動推進担当
目的・意義	民生部門のうちオフィスの温室効果ガス削減対策を推進するため。
取組内容	民間企業や団体、行政の事業所 「滋賀チャレンジオフィス」運動の趣旨に賛同する事業者は、届出書に取組内容を記入のうえ滋賀県の受付窓口に提出するとともに、後日県から送付(新規応募の場合のみ)する「関西エコオフィス宣言」ステッカー等をオフィスの入口に掲示し、宣言した取組みを実践する。 ▶ 「滋賀チャレンジオフィス届出書」を提出した事業所に「関西エコオフィス宣言」ステッカー、宣言チラシ、宣言バッジを送付。必要に応じて啓発資料やポスターを送付。また、希望する場合、関西広域連携協議会のホームページに掲載される。 ▶ 宣言オフィスは、翌年2月末までに実施報告書を受付窓口に提出する。 ▶ 先進的、独自的な取組みは、取組内容を参考事例として広く紹介。特に優れた取組みを行っているオフィスは、関西広域連携協議会から「エコオフィス大賞」や「推奨エコオフィス」などとして表彰。 ▶ 取組項目:(極力多数の項目の取組みが望ましいが、1項目の取組みでも可。)・適正冷房28℃以上・夏季の軽装勤務(ノーネクタイ等)・適正暖房20℃以下・節電の励行(不必要な電灯の消灯等)・適正暖房20℃以下・節電の励行(が水こまの利用等)・省エネ設備機器の導入(断熱材の利用、インバータ式エアコンの導入等)・新エネ設備機器の導入(大陽光発電の導入等)・グリーン製品の購入(リサイクル製品の購入、低公害車の導入等)・緑化の推進(屋上緑化、敷地内緑化等)・エコドライブの励行(アイドリングストップ、経済速度の遵守等)・自動車利用の抑制(ノーカーデー、公共交通機関・自転車の利用奨励等)・ごみの再資源化(ごみ分別の徹底、廃棄物排出量の削減等)
	・滋賀独自の重点取組み(従業員へのISOエコ家族の普及、従業員向け環境学習の実施)
N. 1. 1. 1. 1.	<ul><li>その他(独自に設定した取組み)</li></ul>
適用実績	▶ 平成 17 年度 12 月現在 参加事業所数 482
	<ul> <li>➤ 平成17年度 関西エコオフィス大賞株式会社平和堂(滋賀県彦根市、小売業) 取組内容:買い物袋持参運動の推進</li> <li>・2005年度の買い物袋持参率は全店実績で31.2%となり、これは日本チェーンストア協会平均の12.6%を大きく上回り全国トップクラスとなった。</li> <li>・レジ袋辞退のお客様には、ポイントカードにエコポイント5点(5円相当)を加算し、レジ袋の経費を還元している。</li> <li>・年間で削減できたレジ袋は約5198万枚となり、レジ袋の原料である原油資源を約673キロリットルの削減、一方で家庭ごみを約327トン削減(CO₂削減量は約876トン)する効果があった。</li> <li>▶ 平成17年度 関西推奨エコオフィス大賞パナホーム株式会社 本社工場(滋賀県東近江市、工業化住宅の生産、販売、施工など)</li> </ul>
	取組内容:ごみの再資源化     ・施工現場で廃棄物となっていた緩衝材のリユースを徹底     ・施工現場で廃棄物となっていた部品・部材等のリユースを徹底     ・工場で廃棄物となっていた木くず(木粉)を活性炭にリサイクル

# 出典・参考文献:

http://www.pref.shiga.jp/kakuka/d/ecolife/challengeoffice/

 $\verb|http://www.kippo.or.jp/kc/frame/ecooffice.html|$ 

高松市(香川県	)
「地球にやさしいオフィス」登 <del>録</del> 制度	
所管	高松市 環境部 環境政策課
策定時期	発足:1992(平成4)年11月1日
目的・意義	地球にやさしいオフィス登録制度の実施により、事業所のごみ減量・再資源化活動を促進する。
対象	事業所
取組内容	▶ 「地球にやさしいオフィス」登録資格
	下記のような内容でごみの減量・資源化に取り組んでいる事業所は、市に「地球にやさ
	しいオフィス」登録申請をすることができる。
	・古紙などの資源となるものの分別回収
	・事務用紙などの紙の使用節減
	・再生紙などリサイクル商品の利用
	・従業員へのごみ減量・資源化啓蒙活動
	▶ 登録済み事業所のメリット、登録後に発生する義務等
	・高松市のホームページで、「地球にやさしいオフィス」の登録オフィス名を適時発表
	・登録オフィスは、「地球にやさしいオフィス」の名称、ごみ減量・資源化シンボルマー
	クや広告などを使用することができる
	・登録オフィスは、年1回、報告書を提出しなければならない
適用実績	▶ 2005 年度までの「地球にやさしいオフィス」登録件数は、合計で 546 件(出典:平成 17
	年度高松市環境マネジメントシステム実施報告書/平成 18 年 8 月作成)。
	▶ 登録事業所の例
	・株式会社セシール(1992 年(平成 4 年)12 月登録)
	再生紙使用の推進、ゴミの分別回収等の省資源活動や、冷暖房温度の設定変更、こま
	めな消灯の実施等、オフィスの省エネ運動を実践。特に再生紙については、チラシ、段
	ボールケース、紙器ケース、コピー用紙等に対して積極的な使用を推進しており、平成
	14 年度における再生紙の使用実績は、約4,100トン(使用している紙資源の約8%にあ
	たる)。また、商品出荷用段ボールケースの紙袋への変更を拡大する等、紙の使用量そ
	のものの削減にも取り組んでいる。その他、古紙再生紙を利用した商品をカタログに掲
	載して販売する等、環境に配慮した商品開発を進めるとともに、あらゆる商品分野にお
	いて容器包装等を必要最小限にとどめることに取り組んでいる。
	· 鹿島建設株式会社 四国支店(1992年(平成4年)12月登録)
	オフィスごみの分別回収の徹底、オフィスで使用する紙の削減(資料作成時の両面印
	刷、裏紙使用等)、古紙の分別収集とリサイクル等の取り組みを行っている。
	結果、2000年度には、オフィスから排出されるごみ総量が32%減(およそ3.2トン。
	前年度比)、ごみのリサイクル率が7%上昇(前年度比)し、53%となり、コピー用紙購
	入量が 23%減(前々年度比)となった。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/5504.html

 $\verb|http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kankyou/hozen/hosin/iso14001H17hokokusyo.pdf| \\$ 

 $\verb|http://www.cecile.co.jp/Eco/pdf/031118.pdf|$ 

# 07. 環境家計簿

京都府	
インター	ネット環境家計簿
所管	京都府企画環境部地球温暖化対策プロジェクト
目的・意義	紙の環境家計簿では、二酸化炭素の排出量の計算などが大きな負担となるほか、わかりやすい
	グラフを書くのも難しい。この点、パソコンやインターネットを使うと、入力したその場でグラ
	フが表示されるほか、診断やアドバイスも出てくるため、生活の見直しをする手段として活用で
	きる。
対象	家庭
取組内容	登録者に対して、インターネット環境家計簿と、それに関連するサービスを提供ステップ1 (1 日版)、ステップ2 (1 週間版)、ステップ3 (1 箇月版) の3 段階のサービスを用意
	・家庭のエネルギー使用量を平均的な家庭の数値と比較して5段階で評価 ・6か月分の二酸化炭素の経月変化をグラフ化 ・前年同月との比較 ・エコライフに関する簡単な質問に回答すると、その人の省エネ意識をグラフと得点で評価 ・お勧めのイベント・情報を提供

# 出典・参考文献:

http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/kakeibo/

 $\verb|http://www.pref.kyoto.jp/it/1158801644521.html|$ 

 $\verb|http://www.hinodeya-ecolife.com/0408challenge/03internet.pdf|$ 

「下関版	インターネット版環境家計簿」
所管	下関市 環境部 環境政策課
策定時期	作成:1998 (平成10) 年12月
	稼動:2004(平成16)年3月11日 インターネット版
目的・意義	二酸化炭素排出量の削減について市民に啓発を行うこと
	本市における家庭部門からの二酸化炭素排出量を把握するためのデータを集めること
対象	すべての人(市外居住者も利用可)
取組内容	▶ 「環境家計簿」とは
	1ヵ月の電気やガス、ガソリン、水道などの料金と使用量などを記入し、係数を掛ける
	だけで我が家で排出される CO2 (二酸化炭素) の量がわかる家計簿。環境家計簿をつい
	ることにより、1ヶ月にどのくらいの二酸化炭素を出しているかが分かる。
	▶ 利用方法
	①ユーザー登録をする。インターネット版環境家計簿は、ユーザー登録をすると誰でも
	利用することができる。登録するのに必要な情報は、郵便番号、Eメールアドレス、
	家族構成(人数)、住居の形態(一戸建または集合住宅)で、詳細な住所や名前は必
	要ない。
	②①で登録したユーザーID とパスワードでログインし、エネルギー使用量(料金)をフ
	カする。入力するのは「電気」「都市ガス」「LP ガス」「灯油」「ガソリン」「水道」の
	6 種類で、データは「エネルギー使用量」または「請求金額」で入力する。
	③入力したデータを元に集計結果を見ることができる。集計結果では「どのエネルギー
	消費からの二酸化炭素排出が多いのか」「前月、前年、同じ家族構成の世帯との比較
	「二酸化炭素排出量の年間推移」などがわかる。
	▶ 下関版インターネット版環境家計簿の特徴
	<ul><li>「エコへそくり」額を表示</li></ul>
	ユーザーの家庭のエネルギー支出が、同じ家族構成の世帯の平均と比べて多いか、
	少ないかでへそくりの額が変動するシステム。楽しみながらエネルギー節約に取り
	組むことができるようにするシステム。
	・そのほかの「おまけコンテンツ」
	ユーザーが、温暖化やエコに対する知識をどれくらい持っているのかをテストする
	ための「温暖化クイズ」「エコ診断」などのコンテンツが用意されている。
	▶ インターネット版のメリット
	環境家計簿には、インターネット上でデータを入力するだけで良いインターネットベー
	スのものと、二酸化炭素排出量を自分で計算しなければならない紙ベースのものがあ
	る。下関市では2004年3月11日にインターネットベースのものへ切り替えが行われた
	インターネット版のメリットには、以下のような点がある
	・ 計算をする手間を省くことができる(利用者は必要なデータを入力するだけでよい
	<ul><li>集計結果を可視化(グラフ化など)することが容易である。</li></ul>
	<ul><li>上記「エコへそくり」のような追加コンテンツをつくることができる。</li></ul>
	→ 登録者数
	2003 年の環境家庭簿 (インターネット版) 利用者数は 106 世帯 (そのうち、市内 52 世帯
	で, 延べ 263 回の利用 (入力回数)

 $http://www.\ city.\ shimonoseki.\ yamaguchi.\ jp/env/seisaku/hakusyo/hakusho2004PDF/00kankyouhakusyoH16.\ pdf$ 

# 08. 家庭環境マネジメントシステムの実施

石川県	
いしかわ家庭版環境 ISO	
所管	石川県環境安全部環境政策課
目的・意義	今日、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題は日ごとに深刻さを増しており、限りあ
	る資源の浪費を避け、これからの世代に受け継いでいくことが、きわめて重要な課題になってい
	る。恵み豊かな地球環境と地域の環境を守り、循環型の社会を構築するために、私たち一人ひと
	りのライフスタイルを環境への負荷の少ない形に変えていくことが求められている。
	「いしかわ家庭版環境 ISO 」は、県民総ぐるみの自主的な環境保全活動を展開するために、各
	家庭で楽しみながら気軽に取り組めるように作成した指針である。
対象	家庭
取組内容	▶ 「家庭版環境ISO取組みシート」を提供
	各家庭の環境負荷量を調査してもらう
	・「エコファミリー」に登録:「省エネ」、「省資源・グリーン購入」、「環境学習」、
	「ごみの削減・リサイクル」についての取組宣言を提出した家庭
	・「エコファミリー(入門コース)」に登録:取組が比較的容易な入門コース(「省エネ」、
	「省資源・グリーン購入」、「環境学習」について宣言)の宣言を提出した家庭
	▶ 宣言した取組を進めながら、家庭での1年間の環境負荷量を調査
	▶ 宣言した取組について1年間の「取組結果」とこれからの削減目標を提出
	▶ 資料によるグリーン購入の普及推進
	▶ 県民エコステーション(各種環境に関する情報提供、講演会開催の場)の紹介
適用実績	平成 17 年までの実績
	認定家庭 115 家庭 登録家庭 54 家庭 計 169 家庭

# 出典・参考文献:

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/iso\_family/

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成 18 年 4 月

所管	宇都宮市 環境部 環境政策課
策定時期	施行: 2003 (平成 15) 年 3 月 1 日
目的・意義	環境にやさしい暮らしづくりを推進し、市民の環境に対する意識の高揚を図り、もって環境への負荷の少ない社会の構築に資すること。
	市民(家庭)
取組内容	<ul> <li>▶ 認定までの流れ         <ul> <li>① 申し込み</li> <li>…認定を受けることを希望する家庭が、市のホームページで配布されている「認知申込書」に行動目標などを記入し、宇都宮市環境部環境企画課に申し込む。</li> <li>② 取組</li> <li>…申し込みを行った家庭は、①で設定した行動目標に基づいて、環境保全・資源の有効活用・環境への付加低減などの行動を実行する。</li> <li>③ 点検</li> <li>…月に1度、行動目標を実行できているかをチェックし、行動記録書に記入する。</li> <li>④ 見直し</li> <li>…取組みが3ヶ月程度以上経過したところで、行動の目標、役割の分担及び行動の記録について家庭で話し合い、その内容を見直しの記録書に記入し、行動記録書とともに環境企画課に提出する。</li> <li>⑤ 担当職員による確認</li> <li>…④で各家庭が提出する書類を担当職員が「行動確認チェックリスト」に沿ってラェックし、その家庭における環境配慮に関する取組みが、「行動確認チェックリストに適合しているかどうかを確認する。</li> <li>⑥ 認定証の交付</li> <li>…市長が⑤の担当職員による行動確認の結果が、家庭における環境配慮行動の基準に適合するかどうかを「総合判定書」を用いて判定し、適合されていると判定された家庭に対し、認定証を交付する。なお、認定証の有効期限は3年間、認定の更新を希望する場合は再度申し込みをすることが可能である。</li> <li>市によって定められている「行動目標」について市の定める「行動目標」は、下記の5項目に大別される。</li> <li>1. ごみの排出を減らす</li> <li>2. 電気・ガスなどの節約に努める</li> <li>3. 水道水の節水に努める</li> <li>4. ガソリンの使用量を減らす</li> <li>5. グリーン購入に努める</li> <li>2. れ当水の節水に努める</li> <li>2. カンは水の節水に努める</li> <li>3. 水道水の節水に努める</li> <li>4. ガソリンの使用量を減らす</li> <li>5. グリーン購入に努める</li> <li>2. れらの項目について、さらに「買い物袋を持参する」「不要な照明を消す」など具体的では対しませばられるいのではいからなど見がある。</li> </ul> </li> </ul>
	な行動項目が 10 項目前後設定されており、参加家庭はそれらの行動項目のうち 3~5 項
	目を選び、実行するという形をとっている。

http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/u\_kankyo/kankyoukikaku/katei\_iso/katei\_iso.htm

# 09. エコファミリー登録制度

広島県	
ひろしまエ	コファミリー
所管	広島県環境部環境調整室内「ひろしま地球環境フォーラム事務局」
目的・意義	二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化、森林面積の減少、水質の汚濁などの
	環境問題の解決に向けて、一人ひとりが環境に配慮した生活(エコライフ)に取り組むことが重
	要である。将来世代により良い環境を引き継いでいくために、県民一人ひとりが自らのライフス
	タイルを見直すことを目的とする。
対象	県民(世帯単位での参加)
取組内容	▶ エコライフの実践
	参加家族には,エコライフ実践のための資料,冊子(家庭エコ・プログラム等)を送付
	家庭エコ・プログラムにより、1か月間(平成18年度8月1日~31日)エコライフに取り
	組んでもらう。
	【取組内容】
	・照明をこまめに消す等、家庭で身近に取り組める目標を設定して、エコライフを実践
	・環境家計簿を使って,家庭生活における二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )の排出量を算出し,記録
	▶ 取組み結果の報告
	・参加家族は家庭エコ・プログラム報告書の提出により、取組結果を報告
	▶ 表彰・記念品進呈
	• 優秀な取組事例については、表彰を行うとともに、賞品を進呈
	・取組結果を報告した参加家族には、参加記念品を進呈
	▶ 取組事例の紹介
	・参加家族の取組事例をまとめた冊子を作成・配付
	・広島県の環境情報サイト「エコひろしま」で紹介

出典・参考文献:

#### 10. 省エネルギー新エネルギー普及促進事業

	デー新エネルギー普及促進事業
北海道	
	ギー・新エネルギー促進事業費
所管	北海道経済部産業立地推進局資源エネルギー課エネルギーグループ
目的・意義	「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「北海道省エネルギー・新エネルギー促進
	行動計画」に基づき、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入の促進を図る。
対象	道民、事業者
取組内容	▶ ほっかいどう新燃料開発促進
	・バイオマスなど、北海道に優位性のある原料による新燃料の開発導入の促進を図る。
	▶ 新エネルギー事業化モデル普及
	・事業の概要・道と市町村が連携し、新エネの取り組みの事業化を促進し、成功事例を普
	及する。
	• 新エネ課題の克服事例などの全道展開を図り、市町村等の自立的な取り組みの進展を促
	す。
	▶ ESCO事業普及推進
	・道内におけるESCO事業の普及を図る。
	▶ 道有施設省エネルギーモデル検討
	• 道有施設の用途ごとに省エネルギー方策の導入モデルを検討し、成果を庁内及び道内に
	普及する。
	【北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例】
	道では、省エネルギーと新エネルギーの開発・導入を促進するため、北海道省エネルギー・新
	エネルギー促進条例及び同施行規則を制定しました。(平成13年1月1日施行)
	▶ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例
	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/johrei/johrei.htm
	▶ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則
	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/johrei/kisoku.htm
	【北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画】
	道では、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの促進や新
	エネルギーの開発・導入の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「北海道省エネ
	ルギー・新エネルギー促進行動計画」を策定しました。
	▶ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画
	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/A5368949-5FE9-4E54-8654-7A286B401031/0/k
\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	eikaku. pdf
適用実績	4件(平成17年度)
	25 件(平成 13~17 年度)

# 出典・参考文献:

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/index\_html.htm

 $http://www.\,pref.\,hokkaido.\,lg.\,jp/NR/rdonlyres/63C01DD9-75CF-44C5-BA99-C318E05F74E9/0/18sg36ene.\,pdf$ 

上田市(長野県)	
「新エネル	ギー活用施設設置費補助制度」
所管	上田市 生活環境課
策定時期	実施:2003 (平成 15) 年 4 月 1 日
目的・意義	太陽光又は太陽熱を利用した新エネルギー活用施設(以下「活用施設」という。)の設置を支援
	することにより、地球環境の保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、自然環境共生都市のま
	ちづくりを推進する。
対象	市民
取組内容	<ul> <li>▶ 交付対象者         <ul> <li>自らが居住するための市内の住宅等に活用施設を設置しようとする方又は活用施設が設置された市内の住宅等で販売を目的としたもの(例:建売住宅)を購入しようとする者</li> <li>・補助金の交付の申請をした年度内に活用施設の設置を完了することができる者</li> <li>・住宅等が自己の所有に属さない場合にあっては、当該住宅等の所有者の承諾を得られる者</li> <li>・太陽光発電システムを設置しようとする場合にあっては、補助金の交付の申請をした年度内に電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できる者</li> </ul> </li> <li>▶ 交付額         <ul> <li>①太陽光発電システムの設置に要する経費</li> <li>・・1キロワット当たり26,000円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力が4キロワットを超えるシステムにあっては4キロワットを限度とする。)を乗じて得た額(千円未満切捨て)</li> <li>②太陽熱高度利用システムの設置に要する経費</li> <li>・・・30,000円</li> </ul> </li> </ul>

 $\verb|http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/ht/seikan/20060319161935212.htm||$ 

#### 11. 複数主体間のエネルギー融通

#### 北九州市 (福岡県)

北九州エコ・コンビナート構想

所管 環境局 環境経済部 環境産業政策室

#### 目的 · 意義

北九州市は、20世紀に我が国の経済成長を支えた鉄鋼・化学などの大規模かつ多種多様な産業の集積による素材型産業コンビナートを形成し、立地企業は世界最高水準のエネルギー利用・物質転換技術を有している。

そこで、企業の枠組みを越えて連携することでコンビナートとしてのポテンシャルを最大限発揮し、省資源・省エネルギー、さらには、コンビナートとしての競争力強化につながる可能性を探るとともに、産業圏と生活圏との連携をも進め、先進的な資源・エネルギー循環型都市の構築を目指している。

なお、北九州エコタウン事業の第2期計画において「既存産業インフラを活用した環境ビジネスの展開」を掲げており、本構想はポストエコタウンの一つとしても位置付けられている。

#### 対象

#### 事業者

#### 取組内容

北九州市と九州経済産業局は、「北九州エコ・コンビナート構想検討委員会」を設置し、平成15年~平成16年3月の間、4度にわたり検討を行った。具体的には、産業から発生する廃熱など未利用エネルギーを他産業や隣接する生活圏で利用することや、工場、地域から生じる副産物・廃棄物を企業間でやりとりし資源化するなどの可能性について検討。また、コンビナート内の水素供給ポテンシャルに着目し、今後の水素社会に向けた検討を行っている。

鉄鋼・化学など数多くの企業が業種・企業体の枠組みを超えて連携することにより、コンビナートにおける省エネルギー・省資源をつうじた競争力の強化を図るとともに、産業圏と生活圏との連携を進め、先進的な資源・エネルギー循環型都市を構築することを目指すもの。この委員会には新日本製鐵、三菱化学、住友金属小倉、三井鉱山など15社が参加した。

#### 北九州エコ・コンビナート構想 現状 産業間あるいは産業圏と生活圏が連携し、資源・エネルギー利用 の最適化を図る (地域最適化) 個々の工場において、資源・エネルギー利用が最大限最適化されている<u>(個別最適化)</u> 原材料の投 エネルギー、原材料の投入 産業 副産物 (廃棄物) を相互利用 ■資源・エネルギ 循環都市の構築 【想定される事業】 工場A 工場B 工場C 既存弃業から生じる途勢によるエネルギー供給事業 既存工業インフラを活用した異業種間での副産物(廃棄物)の相互利用と 生活圏 生活層 )サイクル コンピナート内の水素供給ポテンシャルを活用した水素の利活用 など エネルギ エネルギ 生産 生产 生產 製品の消費 製品の消費 生産 熱・電気・水素等のエネルギー 副産物(廃棄物)の相互利 未利用エネルギー(低ポテンシャル 廃棄物 )の相互利用 副産物の排出 N..... [手法] 都市レベルで資源・エネルギー消費量の極小化 ②副産物・廃棄物の有効利用 ③生活圏との連携 産業間及び産業圏と生活圏の連携による 期待される効果 エネルギーのカスケード利用イメージ 現状のエネルギー消費のイメージ ①都市レベルで持続可能な資源 エネルギー循環を実現するとと 工業用基金 利用温度域 もに地球温暖化対策に寄与 る産業の国際競争力強化 @+@ ③新エネルギー産業など新たな産 0 生活量 業を創出 工場Aの排熱 を工場Bに送り活用 ※2 工場Aあるいは工場Bの排熱 を生活圏で冷暖房や給湯用に活用

### 出典・参考文献:

適用実績

http://www.kitaq-ecotown.com/index.html

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp\_portal/PortalServlet?DISPLAY\_ID=DIRECT&NEXT\_DISPLAY\_ID=U000004&CONTE

http://www.kyushu.meti.go.jp/press/15\_10/15\_10\_31\_ponchi.pdf

# 12. 環境マネジメントシステムの取得推進

香川県	
香川環境 ISO ネットワーク	
所管	香川県環境森林部環境・水政策課
策定時期	設立: 2003(平成 15)年
目的・意義	香川県における IS014001 の認証取得または環境問題に関心を持っている企業や市町が
	IS014001 を含む環境についての情報交換や研修等を行うことを通じ、環境配慮の取り組みを効果
	的にできるようになること、これらの環境配慮の取り組みを県内外に情報発信することにより、
	取り組みの輪を広げていくことを目的とする。
対象	事業者
取組内容	県内企業等による環境マネジメントシステムの導入など、環境配慮の取組みを支援
	▶ 香川環境ISOネットワークの活動内容
	・IS014001を含む環境に関する取り組みについての情報交換
	・IS014001を含む環境に関する先進的な取り組みをしている団体を招いての研修
	・ホームページ等を通じたIS014001を含む環境に関する取り組みの県内外への情報発信
	・その他必要な事業
	▶ 香川環境ISOネットワークについて
	・IS014001に関心を持ち、本会の目的に賛同して入会したものをもって組織する。
	・会員はIS014001の考え方に基づき、それぞれの活動の中で自主的かつ積極的に環境への
	負荷を少なくする取組みを進める。
	・当分の間、会費は徴収しない。ただし、交流会、見学会で交通費等がかかる場合、参加
	する会員からは実費を徴収する。
適用実績	会員数 61 団体(平成 18 年度 5 月現在)
	IS014001 認証取得件数 113 件(平成 18 年 3 月現在)

# 出典・参考文献:

 $\verb|http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/iso/iso14001/net-gaiyou.htm||$ 

http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/kagawa-wa/kagawa-wa18/2-1/2-1.htm

多治見市(岐阜県)	
「多治見市中小企業ISO14001 審査登録事業補助金交付制度」	
所管	多治見市 環境課
策定時期	告示: 2002 (平成 14) 年 6 月 28 日
	施行:2002(平成14)年7月1日
	改正:2004 (平成 16) 年 10 月 4 日
目的・意義	ISO14001 の審査登録を新規に受けようとする中小企業者に対し、当該審査登録費用の一部
	を補助することにより、市内中小企業の環境への配慮を促進し、もって本市の環境保全に資する
	こと。
対象	市内に事業所を有する中小企業者
取組内容	▶ 補助対象者の条件
	①市内に事業所を有する中小企業者であること。中小企業者とは、中小企業基本法(昭和
	38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のことである。
	②市内の事業所についてISO14001の審査登録を新規に受けるもの。
	※ 市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、
	下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料を滞
	納している者には、補助金は交付されない。
	▶ 補助の対象となる経費とその額
	・補助対象経費は、中小企業者がISO14001の審査登録のため、審査登録機関に支払う
	費用。この場合において、市外の事業所と併せて審査登録を受けるときは、市内の事業
	所に係る費用のみ。
	・補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(千円未満の端数は、切り捨てる。)とし、
	その上限は、50万円とする。
	※ 参考: ISO 取得推進補助事業費の予算は、年間およそ 100 万円前後である。
	▶ 交付申請を受ける際に必要となる書類
	補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、審査登録機関へ
	の申込後、ISO14001の審査登録予定日が属する年度に、中小企業 ISO14001審査登
	録事業補助金交付申請書を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
	・中小企業ISO14001審査登録事業審査登録調書
	・審査登録機関との契約書の写し又はそれに準ずるもの
	・会社概要等
	・その他市長が必要と認める書類

http://www.city.tajimi.gifu.jp/kikaku/soukei/h1410jikkou/shiten/kankyou.pdf

 $http://www.\ city.\ tajimi.\ gifu.\ jp/dlw\_reiki/4149025001200000000/4169025001880000000/41690250018800000000.$ 

htm]

 $http://www.\ city.\ tajimi.\ gifu.\ jp/kikaku/soukei/h1410jikkou/shiten/kankyou.\ pdf$ 

# 13. 地方公共団体版環境マネジメントシステムの取得推進

鳥取県	
鳥取県版環	境管理システム(TEAS)
所管	鳥取県庁環境立県推進課
策定時期	策定: 2002 (平成 14) 年 3 月
目的・意義	県内の中小企業等の環境配慮活動への取組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境
	配慮活動を認定・公表する独自の制度として、鳥取県版環境管理システム(愛称「TEAS(テ
	ス)」: Tottori prefecture Environmental Audit and Scheme) を創設した。
対象	事業者、学校、家庭
取組内容	県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表
	PDCAサイクル(計画→実行→点検→見直し)により将来にわたって持続する環境管理システム
	審査経費は無料
	▶ メリットとして考えられる点
	<ul><li>従業員の環境に対する意識改革</li></ul>
	・省資源、省エネルギー活動によるコスト削減
	<ul><li>事業活動に伴う環境負荷の低減</li></ul>
	• 権限や責任が明確化され業務改善につながる
	<ul><li>企業のイメージアップ</li></ul>
	【規格の種類は以下の三種類に分類】
	▶ I種 高度な環境管理を行う県内の中小企業等組織
	• 要求事項 13 項目
	・ ISO 並の環境影響評価
	• 内部環境監査は無く、最高責任者が評価
	▶ II種 I 種以外の中小企業等組織及び高等学校
	• 要求事項 7 項目
	• 環境影響評価を簡素化
	<ul><li>内部環境監査は無く、最高責任者が評価</li></ul>
	➤ III種 小規模事業所、小学校·中学校、家庭·地域
	• 要求事項 6 項目
	・環境影響評価は省略
	・家庭については、環境改善活動ハンドブックを利用可能
適用実績	登録数(平成18年3月現在)
	I 種 15 事業所
	Ⅱ種 15 事業所、2 高校
	Ⅲ種 183 小規模事務所、 6 家庭・地域、28 学校

出典・参考文献:

http://www.pref.tottori.jp/kankyokanri/TEAS/

# 14. 公共工事入札制度における優遇制度

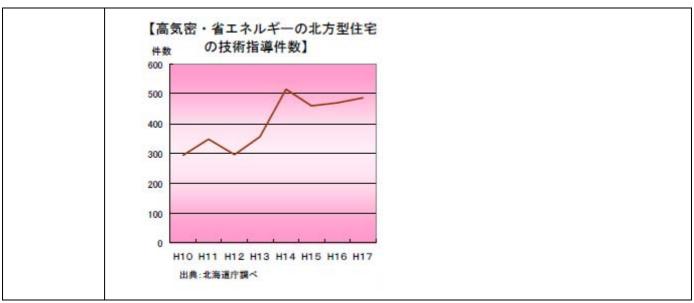
佐賀県	
入札参加資格(等級格付)での優遇 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領	
所管	佐賀県 県土づくり本部 建設・技術課 入札契約担当
策定時期	改正施行:2004(平成16)年7月1日
目的・意義	ISO 導入企業を入札時に優遇することにより、環境への取組を促進する。
	この要領は、佐賀県建設工事入札参加資格の審査に関する規則(昭和 28 年 6 月 1 日佐賀県規
	則第21号)第2条第1項及び第2項の規定による建設業者の入札参加資格のうち県内に主たる
	営業所を有する者の決定に関して、必要な項目を定めている。
対象	事業者
取組内容	▶ 県内建設業者の入札参加資格(等級格付)での優遇
	・IS09001、14001 の認証を受けている企業に対して、各 10 点の加算をする。
	・IS09001 の認証登録は、申請業種に関するものに限る。
	・基準日時点の状況で評価する。
	▶ 入札参加資格の審査を受けようとする者で ISO9001、14001 の認証を受けている者は登録証
	を知事に提出
	▶ 等級格付けの方法
	・経営事項評価(直前の経審点数×6 割+その前の直前の経審点数×4 割)+技術等評価
	点数(加算点数+減点数)の点数によって、発注工事種別に、2~4 等級に区分
	▶ 土木・建築等の公共事業の実施に当たっては、発注者として、環境への負荷の少ない資材
	の使用や廃棄物の少ない工法の採用など、計画段階から施工時まで環境配慮を徹底し、環
	境保全対策を推進

# 出典・参考文献:

 $http://www.\ pref.\ saga.\ lg.\ jp/portal/ty-contents/resources/577/file2/040625092303/kakuzukeyouryou.\ pdf.\ http://www.\ pref.\ saga.\ lg.\ jp/at-contents/kankyo/iso/top/kodokeikaku/03.\ html$ 

### 15. 北方型住宅普及推准事業

15. 北方型住宅普及推進事業		
北海道		
北方型住宅普及推進事業		
所管	北海道 建設部住宅局建築指導課	
策定時期	策定:2005 (平成17) 年4月	
目的・意義	北海道では、昭和63年から産学官が一体となって北海道にふさわしい豊かな住まいづくりの実現を目指し、「北方型住宅」の開発・普及を進めてきた。しかし、近年の社会経済情勢の変化に伴い、少子高齢化への対応や環境との共生、地域産業の活用など、住宅に求められる内容も変化している。このような状況に対応し、消費者が安心して住宅を取得できるよう、これまでの北方型住宅の性能を維持・向上しながら、次世代の住まいづくりのための見直しを行い、「新しい北方型住宅」の取組を開始した。 北方型住宅は住宅の断熱性能や気密性能を確保しているため、暖房エネルギーを低減する。	
対象	事業者、消費者	
取組内容	<ul> <li>▶ 北方型住宅の性能・品質の目標像と基準を設定         <ul> <li>「新しい北方型住宅」の目標】</li> <li>以前の北方型住宅建設基準に基づく住宅と比較して、</li> <li>・住宅における総運用エネルギー(暖冷房、給油、照明など)の30%削減</li> <li>・住宅の生産性と廃棄にかかるLCCO₂の15%削減</li> <li>「環境負荷の低減への配慮】</li> <li>・住宅の遮断性能の一層の向上</li> <li>・エネルギー消費量の少ない暖房、給湯、照明などの建築設備を使用</li> <li>・建築時及び改修時の廃棄物発生量の少ない設計</li> <li>・環境に配慮した建築部材・資材を使用</li> <li>・自然エネルギーや未使用エネルギーの活用</li> </ul> </li> <li>&gt; 北方型住宅の性能・品質を確保</li> <li>・専門技術者(BIS、BIS-E)による設計・施工         <ul> <li>断熱・機密・換気及び暖房などについて、高度な専門技術を持つと認定された技術者が設計・施工を確認</li> <li>・北方型住宅サポートシステムの構築</li></ul></li></ul>	
適用実績	<ul> <li>▶ 超省エネ性能の北方型住宅 次世代省エネ基準適合レベルで推定される灯油消費量を半減する超省エネを目指した住宅づくり。南面に大きな開口部を配し、冬季に太陽光(熱)を十分に活用するとともに、ウッドデッキなどの設置により、内外一体となった夏期の生活を実現。</li> <li>▶ 三世代住宅 Ⅰ 邸</li> </ul>	
	暖房設備は蓄熱暖房機、換気を第1種熱交換型換気システムとし、断熱は高性能グラスウ ールを使用。	



出典・参考文献:

http://www.kita-sumai.com/

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN\_TYPE=2&CLASSNAME=Pcm1080&btnDownload=yes&hdnSeqno=00000 14928

# 16. 緑のカーテン普及促進事業

岐阜県	
緑のカーテン・キャンペーン	
所管	岐阜県環境生活部地球環境課
策定時期	2005 (平成 17) 年
目的・意義	県では、地球温暖化防止の実践行動のひとつとして「もったいない・ぎふ県民運動」を推進し
	ている。県はその一環として、平成 17 年度に「緑のカーテン・キャンペーン(アサガオやニガ
	ウリの緑のカーテンを作り、夏のエアコン使用を少しでも控え、地球温暖化防止に繋げる)」を
	実施した。
	つる性植物を利用した緑のカーテンは、熱線といわれる赤外線を反射し、葉の気孔からは水分
	を蒸散しているため、日差しをやわらげるだけではなく室温の上昇もおさえている。緑のカーテ
	ンによって、真夏のエアコンの使用を20~30%削減する効果があるため、家計にもやさしいとい
	う利点がある。
	平成 18 年度は中部電力株式会社により、「緑のカーテンキャンペーン」が実施された。
対象	県民
取組内容	→ 緑のカーテン種袋の配布
	・内容物 アサガオ・ニガウリの種
	・配布期間 県内の各家庭・学校・団体
	・配布先 県内の各家庭・学校・団体
	・配布数 5000 袋
適用実績	▶ 平成 17 年度
	・緑のカーテンの効果でエアコンの使用量が減少することにより、1家庭で1ヶ月6.5 kg
	の二酸化炭素を削減。
	・5000 世帯での緑のカーテン実施により、 97.5t- CO₂の二酸化炭素削減効果(エアコン
	の使用期間3ヶ月)があったと推計された。
	・岐阜大学バス停でのつる植物の栽培 (平成 17 年 7 月)
備考	▶ 中部電力の取組(平成 18 年度)
	<ul><li>・緑のカーテンの写真を募集し、ホームページに掲載</li></ul>
	・ホームページでつる性植物の育て方を紹介
11.# <del>**</del> * * * * * * * * * * * * * * * * *	(参考) https://link.chuden.jp/ecolife/tips/curtain.asp

出典・参考文献:

http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/mottainai/0605midori-katen.htm

# 17. 屋上緑化補助

鹿児島市(鹿児	島県)
	間建築物屋上・壁面緑化助成事業
所管	鹿児島市 公園緑化課
策定時期	申請書配布開始:2006 (平成 18) 年 7 月 10 日
	※2006(平成 18)年度以内に工事が終わる案件についての制度
目的・意義	市街化区域内で民間建築物の屋上や壁面を緑化する者への助成によって、緑化を促進し、ヒートアイランド現象を緩和するとともに、潤いのある空間を創出し、緑の街並みづくりを促進する。
対象	補助対象区域内の建築物所有者 等
取組内容	▶ 補助対象
	①屋上緑化について
	…樹木、芝その他地被植物により、屋上緑化が可能な建築物の屋上に緑化面積 3 m²
	以上の緑化を行うこと(移動可能なプランター等の設置によるものは除く)
	②壁面緑化について
	…建築物の壁面にフェンス等の補助資材を設置し、つる性植物等を植栽するなどに
	より緑化面積 10 ㎡以上の緑化を行うこと
	▶ 対象経費
	①屋上緑化について
	・樹木等の購入費/植栽
	・客土及び支柱設置等に要する経費
	・緑化に必要な防水工事に要する経費
	②壁面緑化について
	・つる性植物等の購入費
	・植栽、客土及びフェンス等の補助資材の設置に要する経費
	▶ 補助金額
	以下に示す限度額3種のうち、最も低い額を補助する。
	①屋上緑化について
	・1 m <sup>2</sup> あたり 20,000 円
	・補助対象経費の 1/2
	・1 件あたりの限度額 500,000 円
	②壁面緑化について
	・1 m <sup>2</sup> あたり 5,000 円
	・補助対象経費の 1/2
	・1 件あたりの限度額 100,000 円

# 出典・参考文献:

# 18. グリーン配送制度

愛知県	2.04102
	ーン配送実施要項
所管	愛知県環境部大気環境課 地球温暖化対策室 自動車環境グループ
策定時期	施行:2005 (平成 17) 年 12 月 27 日
目的・意義	本県では、自動車保有台数が全国一という特殊性から、自動車の排出ガスによる大気汚染を軽
	減させるために平成 14 年 10 月に「あいち新世紀自動車環境戦略」を策定した。
	この「戦略」の1つである「エコカー導入作戦」により、県で使用する公用車へのエコカーの
	導入や低公害車を導入する運送事業者等への補助を実施してきたが、さらなるエコカーの普及を
	目指して、愛知県グリーン配送実施要綱に基づいて愛知県へ物品を納入される事業者にエコカー
	による配送を依頼する。
対象	事業者
取組内容	<ul> <li>▶ 県が締結する物品の売買契約(印刷物の請負契約を含む)の一方の当事者である事業者が 県への物品の配送に自動車(二輪自動車を除く)を使用される場合に、「愛知県グリーン配 送適合車」(以下「適合車」という。)での配送を依頼         <ul> <li>・愛知県グリーン配送対象機関:本庁舎、西庁舎、東大手庁舎、自治センター、三の丸庁舎、及び愛知県警察本部</li> <li>・配送を委託される場合でも委託先に適合車での配送を依頼</li> <li>・地方機関におけるグリーン配送は、愛知県三の丸庁舎と愛知県警察本部を除き、平成19年4月1日から実施</li> <li>・愛知県と契約する場合に依頼するものなので、例えば、生活協同組合や地方機関でも県が出資する財団法人などと契約する場合は除外</li> </ul> </li> <li>▶ 愛知県グリーン配送適合車「あいち新世紀自動車環境戦略」に定める次のエコカーのことをいう・電気自動車         <ul> <li>・天然ガス自動車</li> <li>・メタノール自動車</li> <li>・ハイブリッド自動車</li> <li>・LPG貨物自動車</li> <li>・低排出ガス認定車かつ低燃費車</li> <li>・燃料電池車</li> <li>※1 ただし、特例として当分の間、「低排出ガス認定車」、「燃費基準達成車」、「</li> </ul> </li> </ul>
	PM認定車」などを適合車とみなす。
	※2 「低排出ガス認定車」以外については、自動車検査証により確認することができ
	る。「低排出ガス認定車」については、国土交通省がホームページで公表している。
	http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/lowgaskouhyou/index.html

# 出典・参考文献:

http://www.pref.aichi.jp/kankyo/car/green/index.html

# 19. パークアンドバスライド等による交通渋滞の緩和 岐阜県 パークアンドライド 岐阜県地域県民部総合交通室バスグループ、岐阜県都市建築部公共交通課 所管 マイカーの普及に伴う慢性的な交通渋滞や多発する交通事故は社会問題となり、大気汚染、振 目的 • 意義 動・騒音等の環境問題も深刻になりつつある。こうしたことから、公共交通機関は安全で利用し やすく、省エネルギーや環境保全に優れているために見直されてきているため、公共交通機関を 利用した「パークアンドライド(環境負荷が大きい自動車の乗り入れを減らすために自動車を駐 車場に止め、そこから電車などの公共交通機関や自転車に乗り換えるシステム)」は環境対策と して有効な手段の一つと言える。 県は現在の生活のあり方、考え方、生き方を改める「もったいない・ぎふ県民運動」の推進の 一環として、「パークアンドライド」を推進している。 ※東海三県一市(愛知県・三重県・名古屋市・岐阜県)では、自動車環境対策の一環として広域 的なパークアンドライドの推進に取り組んでいる。 「パークアンドライド」の利点 ▶ 地球にやさしい交通手段 ・ひと 1 人を 1km 運ぶのに排出される二酸化炭素量は、鉄道はマイカーの約 1/9、バスは マイカーの約1/3と少なく、パークアンドライドを行うことにより二酸化炭素の排出が 軽減され、地球温暖化防止につながる。 ・マイカーの利用を控えることにより、排気ガスは減少し、大気汚染防止にもつながる。 交通渋滞の緩和、交通事故の抑制 鉄道の定時性、安全性、高速性、大量輸送性 対象 県民、事業者 取組内容 ▶ 岐阜県交通移動情報センターでの情報提供サービス ・車から公共交通機関への乗り換えの利便等を図るため、ポータルサイトとして電車・バ ス等の時刻表などの情報提供を行う ▶ 公共バス優先市街地活性化対策(「コミバス」作戦) ・幹線バスと結節 (バスの駅、パークアンドライド駐車場での乗り換え) した公共バス (コ ミバス)優先の交通体系を築く 県はコミバスに対して補助を行う ▶ 岐阜県地域公共交通体系調査 ・岐阜県各地の中心市街地の活性化に資する地域公共交通体系のあり方とその財源方策 等について、コミュニティバスの普及方策とバスの駅(バス路線の乗り継ぎ、パークア ンドライド機能の併設等)の整備方策を中心に調査検討 ▶ 広域交通結節点立地調査 ・鉄道、バス、自家用自動車の複合的な活用による交通結節点(パークアンドライド型) の整備のあり方を調査検討 「市民鉄道」への転換 ・第三セクター鉄道の利用促進策、コミュニティバスやパークアンドライドによる乗り換 え等の計画を作成。県は、鉄道事業者が計画を実施するのに必要な鉄道基盤整備に対す る補助を行う ▶ 東海3県1市としてのパークアンドライド普及キャンペーン ・県民の方にモニターとしてパークアンドライドを実践して、「ITS世界会議愛知・名 古屋 2004」または「ITSフェスティバル 2004」の会場へ行ってもらい、見学・体験

適用実績 出典・参考文献:

http://www.gifu-ecopavilion.jp/ecopavilion/mottainai/ParkAndRide.htm

一斉PR

を通してパークアンドライドに対する理解を深めてもらう

## 20. 公共交通支援

徳島県	x
	ー・ラッキーキャンペーン
	県民環境部 環境局環境首都課 温暖化対策担当
//I E	(実施主体:徳島県公共交通機関利用促進協議会)
 目的・意義	日頃、マイカーなどの自動車を利用している県民に公共交通機関を積極的に利用してもらい、
	自動車からの二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化防止につなげることを目的とする。
	本計画は「環境首都とくしま憲章 (策定: 2004 年 3 月)」に基づいている。
対象	個人、事業所
取組内容	▶ ノーカーデー・ラッキーキャンペーン II 実施期間
	• 夏・秋の陣 平成 18 年 7 月 1 日~9 月 30 日
	<ul><li>・秋・冬の陣 平成 18 年 10 月 1 日~12 月 31 日</li></ul>
	▶ 県内の公共交通機関と国、県で組織する「徳島県公共交通機関利用促進協議会」を設置。
	これが実施主体となる
	▶ 個人対象(平成 17 年度に引き続き実施)
	・期間中、ゼロのつく日(10 日、20 日、30 日)に県内の公共交通機関(JR四国、徳島
	バス、徳島市バス、鳴門市バス、小松島市バス、阿南バス、南部バス、西部交通、四国
	交通)を利用した人に応募シールを渡す。 5 枚集めて応募した人に、抽選でプレゼント
	を贈呈
	▶ 事業所対象
	・参加登録をしている県内事務所等で、毎月3日以上の「ノーカーデー」を実施
	・徒歩、自転車、相乗り等を実戦した従業員が事務所からシールをもらい応募。抽選でプ
	レゼントを贈呈
	▶ エコ・カーライフ実戦賞
	・「エコ・カーライフ(自動車の二酸化炭素排出量を削減するための取組)」を既に実施
	しているか、又は新規に実施する県内の事業所・団体等(以下事業所等)及び世帯の取
	組内容を募集し、審査会で継続性、効果等を審査・選考し、表彰
- 1 1. / I.	▶ 抽選で800名に、総額140万円相当の景品をプレゼント
適用実績	平成17年度実績
	▶ ノーカーデー・ラッキーキャンペーン 実施期間
	・夏の陣 平成 18 年 5 月 10 日~7 月 30 日(応募数 3599 通)
	・秋・冬の陣 平成 18 年 9 月 20 日~12 月 30 日 (応募数 4704 通)
	事業費の財源内訳
	• 一般財源 300 万円
	・その他 100 万円
	・合計 400万円 ト サブマ 070 など (200 下円 171 V 0 目 日 ナ プ ) バン )
	▶ 抽選で870名に、総額100万円相当の景品をプレゼント

## 出典・参考文献:

 $http://www.pref.\ tokushima.\ jp/Generaladmin.\ nsf/topics/FC5E24C3F23B049E49257184003CDBA9? opendocument \\ http://www.pref.\ tokushima.\ jp/Generaladmin.\ nsf/bf12dc1512b56d9b49256c5a00177cf3/9df15cf2fd539403492571a2002d2643/\$FILE/\_a228uc442a488vjaq\_.pdf$ 

http://www.iclei.org/documents/Japan/4-13.pdf

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成 18 年 4 月

神戸市(兵庫)	県) 然ガスの利活用事業(下水道バイオガスを天然ガス自動車の燃料に利用)
所管	神戸市建設局下水道河川部工務課
	神戸市交通局市バス車両課
策定時期	営業運行開始: 2006 (平成 18) 年 10 月 2 日
目的・意義	神戸市では、消化ガスの 100%有効利用を目指して、「こうべバイオガス活用事業」を東灘処理
	場において平成18年度より着手し、従来の下水処理場内での有効利用に加えて、(1)下水道維持管理車両、(2)ごみ収集車、(3)市バス、(4)道路維持管理車両等、市の関連事業で使用する車両等での利用を図っている。
対象	使用車両 魚崎営業所所属 大型CNGノンステップバス1両(定員:57人)
取組内容	<ul> <li>▶ こうベバイオガスの研究         <ul> <li>・平成16年度から下水の処理過程で発生する消化ガスを精製し、メタン濃度を98%まで高めた「こうベバイオガス」の研究をしてきた。</li></ul></li></ul>
· 中女徒	量を削減できる。これは森林約 5ha 分に相当。
適用実績	【市バスでの活用内容】
	<ul><li>▶ 運行開始日</li><li>• 平成 18 年 10 月 2 日</li></ul>
	tions to the second sec
	<ul><li>▶ 使用車両</li><li>・ 魚崎営業所所属 大型CNGノンステップバス 1両(定員:57人)</li></ul>
	・ 局内番号: 202 号車 (平成 12 年 5 月登録車)
	→ 周門番 5 · 202 5 单 (平成 12 平 5 万 登
	<ul> <li>・市バス 35 系統【魚崎車庫前(魚崎浜町) (循環) 阪神御影南口】</li> <li>・7本/日(平日のみ)</li> </ul>
	<ul><li>▶ 充填</li><li>• 充填回数 1回/日</li></ul>

 $\verb|http://www.city.kobe.jp/cityoffice/54/press/20060928tp02.pdf|$ 

http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/gesui/biogas.html

# 21. エコドライブ会員登録

京都府	
環境にやさ	しい配送宣言・エコドライブ宣言
所管	京都府企画環境部地球温暖化対策プロジェクト
目的・意義	運輸部門における二酸化炭素排出量及び大気汚染物質の排出を削減・抑制するため、各事業
	者等が取り組む内容を「宣言」として意思表示することを通じて、事業所における取組をPR
	するとともに自主的・具体的な取組の促進・拡大を図る。
対象	事業所
取組内容	▶ 取組に賛同する事業所は、対象項目の中から、実施する宣言及び項目を選定(宣言の種類、
	対象項目は1種類、1項目でも可)の上、届出を行う。
	「環境にやさしい配送宣言」宣言対象項目
	・環境にやさしい配送推進のための方針、体制の整備
	・低公害車等の導入目標の設定と具体的取組の推進
	・配送車両の削減(モーダルシフト、配送効率化、共同配送化等)
	・地域における環境にやさしい配送の取組への参画
	・その他独自の取組
	「エコドライブ宣言」宣言対象項目
	・エコドライブ推進のための方針、体制の整備
	・従業員に対する研修・教育の実施
	・燃費、燃料使用量に関する数値目標の設定・管理
	・アイドリングストップの実効(必須項目) ※地球温暖化対策条例により義務化
	・相乗り通勤、自転車通勤の奨励・実施
	・専用通勤バスの運行
	・通勤自家用車の使用禁止
	・自動車の点検・整備実施体制の確立
	・独自基準に基づく点検の実施
	・その他独自の取組
	▶ 京都府は、届け出のあった事業所を宣言事業所として登録するとともに、広報・ホームペ
	ージ等によりPR
	▶ 登録事業者には登録証及び宣言ステッカーを配布
	▶ 特に先導的と認める宣言事業所に対して、顕彰等を行う
適用実績	登録事業者数(平成 18 年 4 月 1 日現在)
	「環境にやさしい配送宣言」 120事業所
	「エコドライブ宣言」 188 事業所

出典・参考文献:http://www.pref.kyoto.jp/tikyu/eco-main.html

## 22. エコポイント制度

22. エコポイント制度				
三重県				
	みえのエコポイント			
所管	三重県環境森林部地球温暖化対策室			
目的・意義	県は、地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民総参加により地球温暖化対策			
				計画 (チャレンジ 21)」を
	策定し、温室効果ガスの排出量を 2010 年までに 1990 年のレベルから 6%削減することを目標に			
	- '			り、この二酸化炭素排出源
				電気・ガス・水道の使用量
	を削減することで地球			
対象			*加申請時に 10 世帯以上	)
取組内容	▶ グループに対し支			
				ープに対し、1kwh ごとに 1
				られる。(ひと月 50kwh が上
		〔使用量のみを対象とし	していたが、2004年度冬月	期からガス、水道の節減も
	対象となる。		man de la contra de	
			と提供(2005 年度冬期に 	
			を節减できれは、企業こと	のサービスが受けられる。
		同組合コープみえ	<del></del>	
				エコファミリーポイントを
			ポイント、30kWh 以上で	· •
文田女体		ント満」で再生紙ロー	-ルペーパー1袋(6ロー	ル)と父換。
適用実績	▶ 参加世帯数			
	2001年度 夏 5438			
	2002 年度 夏 23902	_		
	2003 年度 夏 17831 2004 年度 夏 16474 冬 3624			
		5 冬 4343 (+789 <sup>-</sup>	)	
	2000 平及			7 5 0 18 / 1 / 1
		みえのエコポイン ト 2005 夏	みえのエコポイント '05-'06 冬(グループ	
		下 2005 发	65-06 冬 (ラルー)   参加)	05-00冬(個八多加)
	参加世帯数	15,855 世帯	4,343 世帯	のべ 789 世帯(節減を達
		(144 グループ)	(55 グループ)	成したもののみ受け取
		2 期計		っているため、参加世帯
		20, 198 世帯(199 グル		=達成世帯数となる)
	報告世帯数	4,996 世帯	1,617 世帯	789 世帯
	目標達成世帯数	1ヶ月以上達成	1ヶ月以上達成	
		(電気) 2,801 世帯 (ガス) 988 世帯	(電気) 1,156 世帯 (ガス) 1,092 世帯	
		(水道) 683 世帯	(水道) 658 世帯	
	目標達成数(のべ)	(電気) 4,584 世帯	(電気) 2,258 世帯	
	111111111111111111111111111111111111111	(ガス) 1,435 世帯	(ガス) 2,621 世帯	
		(水道) 989 世帯	(水道) 1,063 世帯	
	CO <sub>2</sub> 削減量	71.8 (すべての検針	56.9 (すべての検針票	18. 2
	(単位:ton·CO <sub>2</sub> )	票の一分のみ総計)	の一分のみ総計)	
		50.5 (すべての検針	27.4 増加(すべての検	
		票の十一分の総計)	針票の十一分の総計)	

## 出典・参考文献:

http://202.214.16.84/data-syu/pamfh/02\_ondan/ecopoint/h18/shikumi.htm

http://www.eco.pref.mie.jp/data-syu/pamfh/02\_ondan/ecopoint/h18/h17.htm

http://www.eco.pref.mie.jp/data-syu/hakusho/h18/index.htm

松山市(愛媛県	)
「節電・節	水キャンペーン」
所管	松山市 環境部 環境事業推進課 公営企業局 企画総務課
策定時期	実施: 2005 年夏、2006 年夏
目的・意義	地球温暖化対策の一環として、市民生活に身近で、誰でも取り組める「節電」と「節水」のキ
	ャンペーンを実施することで、市民生活の中に節約行動を促し、もって、環境問題に対する意識
	改革や今までの生活様式の見直しにもつなげていくことを目的とする。
対象	市民(家庭のみ。会社、事務所は対象外)
取組内容	▶ 節電・節水キャンペーン概要
	前年同期よりも電気・水道使用量が減っていると応募ができ、抽選で賞品が当たるキャ
	ンペーン。
	・節電コース
	7, 8, 9, 10, 11 月のうち 1 か月分
	応募方法:上記期間分の検針票(電気ご使用量のお知らせ)が応募券となる(コ
	ピー不可)。ただし、前年同月より使用量が節減できたものに限る。
	・節水コース
	7~11 月のうち連続した 2 ヶ月分(8, 9 月分など)
	応募方法:上記期間分の検針票(使用水量・料金のお知らせ)が応募券となる(コ
	ピー不可)。ただし、前年同期水量より節減できたものに限る。
	賞品については、節電・節水コースを合わせて下記の通り。
	1 等…3 万円の商品券 2 本(各コースそれぞれ 1 本ずつ)
	2 等…1 万円の商品券 10 本(各コースそれぞれ 5 本ずつ)
	3 等…1 千円の商品券 200 本(各コースそれそれ 100 本ずつ)
適用実績	▶ 2005 年度の実績
	・温室効果ガス 53t/年(CO <sub>2</sub> 換算)(算出根拠:電気 135, 259kWh、水 3, 772m3 削減)
	・エネルギー削減量 135, 259kWh /年
	・応募件数:節電コース 927 件、節水コース 209 件の計 1,136 件

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/info/kouhoushi/05/0515/02.pdf

http://www.iclei.org/documents/Japan/8-5.pdf

## 23. 自治体版 CASBEE の作成・普及

名古屋市	
	竟配慮制度(CASBEE 名古屋)
所管	名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課建築指導係
策定時期	施行:2004(平成16)年4月1日
目的・意義	建築物環境配慮指針に基づく建築主の自主的な取り組みを進め、建築物の新築等における地球
	温暖化その他の環境への負荷の低減を図る。
	▶ 根拠法令
	・市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年3月25日名古屋市条例 第15号)
	・市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則(平成15年9月10日名古 屋市規則第117号)
	• 建築物環境配慮指針(平成15年12月名古屋市告示第557号)
	床面積(増築の場合は増築部分)の合計が2000m <sup>2</sup> を超える建築物(特定建築物)の新築又は増
刈水	楽をしようとする者 (特定建築主)
取組内容	
以旭门台	▶ 建築物環境計画書の届出 株字建築さい株字建築物の無悪、地球温暖化のは此のなめの世界などな記載した株字建
	・特定建築主は特定建築物の概要、地球温暖化の防止のための措置などを記載した特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書(建築物環境計画書)を
	作成し、工事着手予定日の21 日前までに市長に届け出る。
	•届出書類
	建築物環境計画書届出書(規則様式第31号)  建築物環境計画書届出書(規則様式第31号)
	建築物環境計画書(「CASBEE名古屋」による入力又は手書き) ▶ 建築物環境計画書の変更の届出
	・特定建築主は、工事が完了するまでの間に届け出た事項を変更しようとするときは、そ
	の旨を市長に届け出る。
	•届出書類
	建築物環境計画書変更届出書(規則様式第32号) 建築物環境計画書
	産業初級規計画音 ▶ 工事完了の届出
	・工事だ了の畑山 ・工事が完了したときは、その日から15日以内に市長に届け出る。
	• 届出書類 特定建築物工事完了届出書(規則様式第33号)
	▶ 概要の公表 - 建筑物理控制両書は、CASDERの「独用さん」」の形式で、提出後1ヵ日な日間に見せ民
	・建築物環境計画書は、CASBEEの「結果シート」の形式で、提出後1ヶ月を目処に名古屋
	市住宅都市局建築指導課の窓口及び名古屋市建築指導部のホームページ上で公表
	<ul><li>・完成予想図や竣工写真の公表も可能</li><li>▶ 指導・助言</li></ul>
	・届出の内容のうち、地球温暖化の防止のための措置、資源の適正な利用のための措置及
	で建築物の敷地外環境の保全のための措置について、条例に基づき、その改善を求める
	指導・助言を行う場合がある。
	平成 16 年度 届出件数 148 件
週用	177 121 177 177
ルカ	CASBEE は、建築物の敷地境界等による仮想境界で区分された内外2つの空間を想定し、この 倍界内部の建筑物の環境界質・歴史による仮想境界で区分された内外2つの空間を想定し、この
	境界内部の建築物の環境品質・性能にかかる要素(Q)を分子に、この境界を越えて外部に与
	える環境負荷にかかる要素(L)を分母にして表される数値 "BEE "により、環境配慮の取り、カリスを証価する仕組みである。
	り組みを評価する仕組みである。

## 出典・参考文献:

http://www.city.nagoya.jp/\_res/usr/23612/manual1.pdf

 $http://www.\ city.\ nagoya.\ jp/jigyou/kenchiku/kaihatsutakuchi/jigyoubetsu/todokede/kankyouhairyo/nagoya00023558.\ html$ 

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成 18 年 4 月

## 24. 省エネ・新エネ促進大賞の表彰

宮城県	- 个促進人員の衣衫
- //	エネルギー等・省エネルギー大賞
所管	宮城県環境生活部環境政策課地球環境班
策定時期	実施初年度: 2004 (平成 16) 年
目的・意義	石油等の化石燃料が近い将来枯渇する可能性が指摘される一方、ますます深刻化している地球
	温暖化問題への対応の観点からも、一層の省エネルギーの取組と化石燃料に変わる代替エネルギ
	ー導入の必要性が増している。新エネルギーは、エネルギー供給の半永久性、CO <sub>2</sub> 等をほとんど
	出さないクリーン性から、県内でも様々な取組が進められつつある。
対象	県民
取組内容	▶ 省エネルギー促進部門
	個人,事業所,団体等で「みやぎ省エネ行動宣言」(取組テーマを1つ決めて)の事前登録
	をし、2ヵ月間の実践内容について応募があった中から選んで表彰
	▶ 自然エネルギー等導入促進部門
	個人、事業所、団体等における太陽光やバイオマスなど自然エネルギーの先進、先導的な
	導入実績について応募があった中から選んで表彰
適用実績	平成 17 年度
	▶ 省エネルギー促進部門
	・大賞 セイホク株式会社 石巻工場【バイオマスエネルギープラント】
	廃木材や地場産間伐材から発生する木皮を新たに設置した発電プラントの燃料とし
	て利用し、二酸化炭素排出抑制に寄与。また、回収された木質資源の再製品化を推進
	・奨励賞 鍋谷 康彦 さん【家庭用ペレットストーブの導入 (家庭での自然エネルギ
	過去10年間,太陽光発電の導入,ハイブリッド車への買い換え,自宅の断熱性改善
	に取り組む。地場産の自然エネルギーの活用に向け,ペレットストーブの導入調査 を実施
	を
	・大賞 仙台市立枡江小学校【身近な自然環境から地球環境へ】
	児童、教職員が一体となって学校の使用量削減に取り組み、成果を挙げる。家庭、
	地域との協力の下、子どもの時から考え、実践的態度を身に付けさせる環境教育を
	推進
	・奨励賞 佐々木 由美子 さん【省エネルギーの促進】
	省エネタップの使用、電気ポットは使用わず魔法瓶を使用、風呂の残り湯は洗濯、
	植木鉢への水やり利用するなど省エネ行動を実践
	E 121 - 1741 / 7 1747 / 4 40 E   11424 C / 444

## 出典・参考文献:

http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-s/grand\_prize/grand\_prize.htm

## 25. グリーン企業表彰

25. グリーフ正身 石川県		
いしかわグリーン企業知事表彰		
所管	石川県環境安全部環境政策課 循環型社会推進室	
策定時期	創設:2001 (平成 13) 年	
目的・意義	地球温暖化防止対策を着実に推進していくうえでは、企業活動における環境配慮の取り組みを	
	より本格化させていくことが求められている。このため、県では環境配慮型企業への各種支援事	
	業を行っており、その一環として、環境マネジメントシステム (IS014001) 等を導入し、率先し	
	て環境保全活動に取り組み、その成果が顕著であり、他の模範となる県内の企業を表彰している。	
	これにより、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む企業が県内全体に広まることを目的とす	
	る。	
対象	事業者	
取組内容	▶ 次に掲げる 1 から 3 の基準をすべて満たし、その環境保全活動が他の模範となる県内の企	
	業を表彰	
	(1) IS014001 認証を取得して 3 年を経過し、又は環境活動評価プログラムに参加登録して 3	
	年を経過し、かつ更新をしていること。	
	(2)次に掲げる環境保全活動取組項目について、自主的・積極的に取り組んでおり、今後、	
	継続・改善していく計画があること	
	・廃棄物の減量化及びリサイクル	
	・省資源・省エネルギー	
	・グリーン購入	
	・建築物のグリーン化	
	・環境教育・学習	
	・その他環境保全活動(環境保全社会貢献、環境会計導入、環境報告書作成、環境にやさ	
	しい商品開発等)	
)	(3)過去5年間、環境保全に支障を及ぼす事故及び法令違反がないこと	
適用実績	➤ 平成 17 年度受賞企業 5 事業所 (#) A 21 x x x	
	・(株)金沢シール	
	・大日本インキ化学工業(株)北陸工場	
	・西日本旅客鉄道(株)金沢支社金沢総合車両所 ル味電力(株) 古州原 スカ 彩電形	
	・北陸電力(株)志賀原子力発電所	
	・ミナミ金属(株)	
	▶ 平成 16 年度までの受賞企業 30 企業	

# 出典・参考文献:

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/shiryo/hakusyo/reporth16/data/H16kan24.pdf

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/green\_kigyo/index.html

花巻市(岩手県	)
環境表彰	
所管	花巻市 生活環境部環境保全課
策定時期	創設:2001 (平成 13) 年度
	ただし 2005 年度(平成 17 年度)までは旧「花巻市」の取組み
目的・意義	継続して花巻市の環境保全・創造等の活動に取り組み、市民の模範となっている個人及び団体
	を顕彰する。
対象	個人及び団体等
取組内容	▶ 募集の内容
	次の活動について、継続して環境負荷の軽減や環境の向上に貢献したと認められるもの
	・環境創造・環境保全(リサイクルの推進、廃棄物減量、省エネ・新エネ活動や森林・河
	川などの保護・調査・研究活動 等) ・環境美化・清掃活動(公共施設やごみ集積所の清掃、花壇の整備、樹木の手入れ 等)
	・環境実化・循環治動(公共地域やこみ集積所の循環、化塩の整備、樹木の子八和・等)・環境教育・学習活動(小・中学校等における環境教育・学習への取組み 等)
	・その他、環境向上に関する活動(マイバック運動・グリーン購入活動 等)
	○ 応募の対象
	<ul><li>・自薦による団体</li></ul>
	・次の団体の長等から推薦を受けた個人または団体
	・行政区 ・花巻商工会議所 ・大迫商工会 ・石鳥谷町商工会 ・東和商工会
	・花巻農業協同組合・花巻工業クラブ・花巻市公衆衛生組合連合会
	・大迫町公衆衛生組合連合会 ・石鳥谷町公衆衛生組合連合会
	<ul><li>・東和公衆衛生組合連合会 ・花巻市小中学校校長会</li></ul>
	・花巻市花と緑の会
	※ただし、岩手県又は同等の環境関係団体以上の表彰を受けた個人又は団体及び旧花巻
	市の環境表彰を受けた個人又は団体を除く。
	▶ 応募の手続き
	① 応募用紙配布場所:
	・本庁環境保全課・各総合支所生活環境課・花巻市ホームページ
	② 別紙応募用紙に必要事項を記入し、本庁環境保全課又は各総合支所生活環境課に提出。
	メールによる応募も可能
	▶ 表彰選考
	・選考方法:市長が委嘱する委員で構成する環境表彰選考委員会で審査のうえ、被表彰者
	を決定する。
	・選考結果の通知:被表彰者に直接通知する。
適用実績	

 $\verb|http://210.230.214.178/contents_attach/20070104kankyouhyousyou_youryou.doc||$ 

## 26. マンション環境性能表示

東京都	
	<b>╱環境性能表示</b>
所管	東京都環境局
策定時期	施行:2005(平成17)年10月1日
目的・意義	大規模新築等マンションの環境性能に関する情報を、マンションを購入しようとする人に提供
	することによって、以下の3つを実現することをねらいとする。
	(1)マンションを購入しようとする人に対し、環境に配慮したマンションに関する選択肢を提供
	する
	(2)環境に配慮したマンションが高く評価される市場の形成を図る
	(3)マンション建築主の自主的な環境配慮の取組を促す
	これにより、家庭部門の温暖化対策を推進する。
	【根拠となる条例】
	(1)都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)
	(2)都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都条例第 34 号)
	(3)東京都建築物環境配慮指針(平成14年3月28日東京都告示第384号)
	(4)東京都マンション環境性能表示基準(平成 17 年 6 月 8 日東京都告示第 846 号)
対象	建築物環境計画書制度の対象建築物(延床面積 10,000 m²超の新築・増築)で、住宅用途の延床
	面積が 2,000 m以上あり、平成 17 年 10 月 1 日以降に東京都に建築物環境計画書を提出した建築
	物の建築主
取組内容	▶ 対象事業者に対し、大規模新規マンションの販売広告等に環境性能に関する情報の表示を
	義務化
	【表示項目】
	・建物の断熱性
	<ul> <li>設備の省エネ性</li> <li>*** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **</li></ul>
	・建物の超寿命化(配管の維持管理・改修等や間取りの変更のしやすさ)
	<ul><li>緑の量(面積)と質(高木による植栽等)</li></ul>
	▶ 対象事業者に対し、マンション環境性能表示を付した広告を行った日の翌日から起算して 15 日以中の民間(広告なの名)な新分と、主意ない。
	15 日以内の届出(広告等の写しを添付)を義務化
· 本田 (大) / 丰	・都のホームページでマンション環境性能表示を公表
適用実績	▶ 平成 18 年度公表分 17 事例
山曲 乡老子志	▶ 平成 17 年度公表分 1 事例

出典・参考文献:

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/building/eco/ordinance.html

静岡県	
静岡県省	エネラベルキャンペーン
所管	静岡県省エネラベル協議会(事務局:静岡県地球温暖化防止活動推進センター)
目的・意義	従来の製品から省エネ型家電製品の普及拡大を図ることによる電力消費の抑制
対象	家電販売店、消費者
取組内容	販売店の協力により、一目で省エネ性能がわかる「省エネラベル」を製品に表示し、消費者が 家電製品を購入する際に、適切な省エネ情報を伝達。
	キャンペーンは、電力消費の大きな夏(6~9月)と、冬(11~1月)に実施(H17年度)。 ▶ 表示対象品目 ・冷蔵庫
	<ul><li>エアコン</li><li>テレビ (ブラウン管)</li></ul>
	➤ 全国省エネ協議会が示した全国基準を採用、省エネ基準達成率の相対評価(5 段階評価) ➤ 協議会はHPでラベルの見方や年間の電気代の考え方等の情報提供を行っている。
	統一省エネラベルの見方
	<ul> <li>④ 省エネラベリング制度</li> <li>⑤ 統一省エネラベルの貼り間違えのないようにメーカー名、機種名を表示しています。</li> <li>⑤ ノンフロンの電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示しています。</li> <li>⑦ エネルギー消費効率(年間商事電力量等)を分かりやすく表示するために年間の目安電気料金を表示しています。</li> </ul>
	① 2006年度版 この商品の 省エネ性能は?
	②
	(表明会 2010年度   大一カー名   機種名   株種名   1年間使用した場合の目安電気料金   9,900円 使用原助中の環境負債に配信し、省エネ性能の高い概念を通びましょう。

出典・参考文献:

http://sccca.net/label/index.htm

2005年 冬のキャンペーン参加店舗数

137

# 28. 学校におけるエネルギー教育の推進

石川県		
いしかわ学	校版環境 ISO -学校における環境配慮活動指針-	
所管	石川県教育委員会	
策定時期	策定:2002 (平成 14) 年 3 月	
目的・意義	地域社会と密着した学校で環境保全活動を実施することは、校内の省エネルギー、省資源とい	
	った環境に対する直接的な影響もさることながら、児童・生徒が環境に関心を持つことにより、	
	家庭や地域へも広がりを見せるといった間接的な影響もあり、その教育効果・波及効果が大きい。	
	本計画は平成 12 年 3 月に策定された「いしかわグリーンプラン(環境にやさしい石川創造計	
	画)」の一環であり、環境省が平成8年に策定した「環境活動評価プログラム」を基本とし、学	
	校で容易かつ効果的に環境保全活動を進められるようになっている。	
対象	学校	
取組内容	▶ 学校に対して環境負荷の簡易な把握方法の提案	
	<ul><li>二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、資源利用量を把握するための記入シートを提供</li></ul>	
	<ul><li>環境保全の取組状況を、各学校が4段階で評価</li></ul>	
	▶ 環境保全の取組状況の把握	
	• 教職員、児童の環境保全への取組チェックリストの提供	
	▶ 環境行動計画を作成し、積極的に環境保全活動に取り組む学校の推進、認定	
	• 審査に合格した学校への認定証の交付	
	<ul><li>・認定した学校をインターネットで公表</li></ul>	
適用実績	認定校の取組事例	
	→ 省エネナビ(電力使用料金表示器)を利用した取組	
	・児童会が毎月末に電力使用量を測定し、校内にグラフで掲示	
	▶ 自然エネルギーの活用	
	・校舎屋上に風力と太陽光を併用した発電システムを設置	
	<ul><li>生徒が発電量を記録し、データを校内に掲示</li></ul>	

出典・参考文献:

http://www.pref.ishikawa.jp/kankyo/pp/iso\_school/

29. 省エネ・新エネパンフレットの作成・配布

# 北海道 北海道 省エネルギー・新エネルギー パンフレットの配布 所管 北海道経済部産業立地推進局 資源エネルギー課エネルギーグループ 道民や事業者に、省エネルギーの実践や新エネルギーの開発導入に対する理解を深めてもらう。 目的・意義 県民、事業者 対象 取組内容 ▶ パンフレットを無料で配布 パンフレットをホームページに掲載 ▶ パンフレット掲載内容 省エネルギー・新エネルギーが必要とされる理由 ・省エネルギーの内容と、それぞれの電気代・ガソリン代・二酸化炭素排出量の削減量 ESCO 事業の紹介 新エネルギーの紹介 ・新エネルギー導入事例の紹介 \$5 EMB 新工斗導入事例 北海道の「自然」を生かして REALERS 雪でお来をおいしく保存 BRESUTES+ (ALBYWSTHIFFLE) 日本初の洋上集力発電 ( マイナスのでするまれる「倒料電池車」 個人 Sid Oのセミッカく物出しない支援のエコカー「個利電活車」、進かは、 無の方が後の個利電活車をリースで導入し、イベントを受験をな を選びて、たくか人の個からに発送していませい。 パンフレット表紙 適用実績 パンフレット配布数 10,000部 (平成16年度)

#### 出典・参考文献:

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/pamphlet/pamphlet.htm

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』 平成 18 年 4 月

## 30. 省エネ出前講座

山形県	
省工ネ出前講座	
所管	山形県庁環境企画課
策定時期	創設: 2005 (平成 17) 年
目的・意義	環境教育、学習の機会を県内全域に広げ、環境についての理解と認識を深め、自主的な環境保 全活動を推進する。
対象	消費者、学校
取組内容	<ul><li>▶ 主に消費者団体を中心として、家庭で身近にできる省エネについて、県内各地で「出前講座」を開催</li><li>▶ 学校においても、待機電力の測定により無駄なエネルギーを実感してもらうなど、実演を</li></ul>
	<ul> <li>★ねた講座を実施</li> <li>→ 平成18年度からは、この他にも、車の省エネや食の省エネ、新エネルギー、山形エコアクション21など、地球温暖化対策に関する様々な要望に応える形で実施予定</li> </ul>
適用実績	<ul> <li>▶ 平成17年度実績 出前講座 計32回</li> <li>▶ 平成18年2月 寒河江市醍醐小学校にて         <ul> <li>・CD-ROMを用いたクイズ形式の説明</li> <li>・推進員が温暖化の状況について解説</li> <li>・白熱電球と電球型蛍光ランプを用いた実験により、電力を比較</li> <li>▶ 省エネ出前講座メニュー(家庭での取組の推進)</li> <li>・地球温暖化の背景の説明</li> <li>・省エネのすすめ(簡易電力測定器などで家電製品の待機電力を測定)</li> <li>・家庭の省エネ診断</li> </ul> </li> </ul>

## 出典・参考文献:

 $\label{lem:http://www.pref.yamagata.jp/education/education/7050009publicdocument200603273081522479. html $$ $$ http://www.pref.yamagata.jp/ou/bunkakankyo/050009/publicfolder200603209606374098/publicfolder20060925696999573/publicfolder200610111726149925/publicdocument200609279075352728. html$ 

大津市(滋賀県	
「省エネ講	師派遣事業」
所管	大津市 環境部 環境政策課
目的・意義	自治会や市民団体が実施する省エネ・省資源を中心とした環境学習会等に講師を派遣し、環境
	学習の機会を広げ、環境についての理解と認識を深めていただくとともに、地域から省エネ・省
	資源の取り組みが広がること
対象	政治、宗教及び営利活動を目的としないもの(自治会や市民団体など)が大津市内で開催する 省エネ・省資源を中心とした環境学習会等で、参加予定者が概ね10名以上のもの
取組内容	▶ 講師の選定
	環境学習サポーター(大津市制度)や関係機関等から講師を選定し、省エネや省資源な
	どを通じてライフスタイルを見直す提案をする者を派遣。選定は、基本的には市が行うが、
	可能な限り開催趣旨に沿った講師を選定する。
	予算の範囲内において市が負担し、実施する。ただし、同一の主催者に対する派遣回数 (************************************
	は、同一年度において1回まで。事業の開催及び講師の送迎は申請者で対応する。
	▶ 講師を派遣する際必要となる手続き
	市のホームページで配布されている申請書を、原則として開催の1ヶ月前までに環境部 環境政策調えで提出する。記入する内容は以下のほれでする。
	環境政策課まで提出する。記入する内容は以下の通りである。  ・派遣希望日時、場所(名称、電話番号、住所)
	・事業の名称、開催目的
	<ul><li>出席予定者数</li></ul>
	<ul><li>講演などの希望内容</li></ul>
	・そのほか、主催団体の概要(結成年月日、構成員数、主要事業、事業計画など)がわか
	る資料があれば添付する
	▶ 講師派遣後(事業開催後)の手続き
	派遣が完了した後、事業主催者側(制度を受ける側)はすみやかに、市のホームページ
	で配布されている「事業実施報告書」を提出しなければならない。記入する内容は以下の
	通りである。
	• 開催日時、場所
	・事業の名称
	• 受講者数 
	・具体的な事業内容
	・内容や講師に関する意見・感想
	・そのほか事業実施に係わる資料や記録写真があれば添付する
	→ 広報について まのようよ。 ごの 「中却まればでに集のわれる」よれた。 マンス
	市のホームページや、広報誌などで派遣のお知らせを行っている。

 $http://www.\ city.\ otsu.\ shiga.\ jp/cgi-bin/odb-get.\ exe? WIT\_template=AC020000\&Cc=7d64191227150c2$ 

## 31. 夏・冬のライフスタイルキャンペーン

茨城県	イプスダイルキャンペーン 
	キャンペーン・冬の省エネキャンペーン
所管	茨城県生活環境部環境政策課、
D) E	
	茨城県地球温暖化防止活動推進センター、
	環境保全茨城県民会議、
- 11 12	大好きいばらき県民会議
目的・意義	地球温暖化防止のため、冷暖房による電気使用量が多い夏季・冬季にキャンペーンを実施し、
	冷暖房に頼り過ぎない新しいライフスタイル、ビジネススタイルの定着を図る。
対象	県民、事業者、行政
取組内容	▶ 夏の軽装キャンペーン
	・ノーネクタイによる冷房時室温 28℃の徹底
	<ul><li>ポスター、チラシ配布、ホームページによる広報</li></ul>
	・キャンペーンに参加する市町村、事業所は登録し、ポスターを掲示
	・県は、登録した市町村、事業社名をホームページに掲載し、公表
	・取組状況について、写真で公表
	<ul><li>アンケートの実施</li></ul>
	▶ 冬の省エネキャンペーン
	<ul><li>ウォームビスの普及</li></ul>
	家庭、事業所等における暖房設定温度20℃以下を推奨
	<ul><li>アイドリングストップ運動</li></ul>
	12月は地球温暖化防止月間,大気汚染防止推進月間であるため,アイドリングスト
	ップを啓発
	・エコ事業所登録制度の普及
	中小企業の温暖化対策の取組を支援するため, 茨城県独自の簡易な環境マネジメント
	システムで、広く効果が期待できる「茨城エコ事業所登録制度」を普及
適用実績	夏の軽装キャンペーン 平成 17 年度 登録事業者数 214 事業所、地方公共団体
週/17天順	▶ キリンビール取手工場の取組
	<ul><li>軽装キャンペーンポスター掲示</li></ul>
	<ul><li>エコロジーバッジ着用</li></ul>
	<ul><li>事務所、会議室での軽装</li></ul>
	<ul><li>▶ アンケート結果(回答数 196 事業所)</li></ul>
	・アンケートに回答した企業のうち、8割以上が夏の軽装を実施
	・エネルギー資料量について、4割の事業所が削減につながったと回答
	・業務効率について、4割の事業所が上がったと回答
	・取引先や訪問者からの評判について、3割の事業所が良かったと回答。社員・職員の評
	判については、6割近くの事業所が良かったと回答
	・夏の軽装をしなかった理由は、「ノーネクタイでは失礼にあたる」「取引先や来訪者の目
	が気になる」「安全上、衛生上軽装になることができない」などが主な理由
	・ウォームビズやクールビズを 6 割の事業所が今後,実施すると回答
備考	冷房の設定温度を 26℃から 1℃上げると約 10%の省エネ効果。2℃上げれば約 17%の省エネ効果
	全国のオフィスで実施すると、原油年間約 31 万 kl ドラム缶 155 万本の節約

## 出典・参考文献:

http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/11business/05coolbiz/01.html

http://www.pref.ibaraki.jp/press/05press/p050621\_01.pdf

http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/01news/06camp/kouhyou\_box/cool\_biz.pdf

http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/01news/index/winter.html

# 32. 環境にやさしい買い物キャンペーン

神奈川県	しい負い物キャンペーン
環境にやさしい買い物キャンペーン	
所管	神奈川県環境計画課
策定時期	実施: 2000 (平成 12) 年
目的・意義	毎日の「買い物」を通して地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題を考え、ライフスタイルを
口口, 容我	見直すきっかけとする。
	元
	<ul><li>・環境に配慮したライフスタイルへの転換</li></ul>
	<ul><li>企業に対する効果</li></ul>
	・商店街・スーパー、百貨店等販売企業及び製造企業の環境配慮のより一層の向上
	→ 環境に配慮した社会の仕組みづくり
	・県民、企業、行政の連携した取組
	・環境に配慮した商品の生産・流通促進
対象	消費者、企業
取組内容	<ul><li>▶ 商店街等の取組</li></ul>
100121	<ul><li>ポスターの掲示</li></ul>
	• 環境配慮商品の販売等
	<ul><li>商品の包装等の簡易化</li></ul>
	・環境配慮商品の表示・情報提供
	・環境配慮商品の値引き・広告
	・お買い物バッグの使用促進
	<ul><li>普及啓発コーナーの設置</li></ul>
	・環境配慮商品の展示
	・地場産野菜等の販売
	▶ 県は、市町村等と連携しつつ、NPO、ボランティアとともに、店頭などでパンフレット等の
	配布などの普及啓発イベントを実施
	・県内全市町村の協力を得ながら、取組みを実施
	<ul><li>神奈川県地球温暖化防止活動推進センターと連携した取組みを実施</li></ul>
	▶ 「もったいない」をキーワードとしながら、個人の環境配慮に向けた 活動を「マイアジェ
	ンダ(私の実践行動宣言)」として登録していただこうという、「マイアジェンダ個人登録
	促進キャンペーン」を併せて実施
	▶ 国(内閣府国民生活局)と全都道府県が連携し、キャンペーンを全国的に展開
	・地域における地球温暖化防止活動の促進を図るため、地球温暖化対策の普及啓発などを
	行う団体を知事が指定するもので、本県では平成16年2月27日に NPO 法人かながわ
	アジェンダ推進センターが指定されている。
適用実績	平成 17 年度実績
	期間:平成17年10~11月 約40日間
	開催店舗:
	百貨店・専門店 15 店 ( 18 店)
	スーパー等 262 店 (495 店)
	コンビニエンスストア等 2928 店 (2942 店)
	商店街等(事業所も含む) 38867 店(38867 店)
	合計 42072 店 (42322 店)
	※()内は、平成 16 年度数

出典・参考文献:

 $\verb|http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/camp/camp.htm|$ 

## 33. エコショップ認定制度

33. エコンヨツノ認定利及	
新城市(愛知県	
	コショップ認定制度
所管	新城市 生活環境部 循環社会推進課
策定時期	施行:2005 (平成17) 年7月22日
目的・意義	3 R (リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを自主的に実施する販売店に対し、市
	が市民とともに審査・認定し、その取り組みを市民が評価・利用することにより、行政・販売店・
	市民が協働で市全体のごみの減量並びに限りある資源の保護等に努めることに対する意識の高
	場を図る。
対象	販売店、消費者
取組内容	▶ 認定の基準および種類
	認定の基準
	・リデュースの取り組み:市民にごみを持ち帰らせない(出させない)工夫や販売方法等
	に取り組みを行っていること。
	・リユースの取り組み:主にその業種に関連した容器包装類、販売のために必要な物品に
	ついて、再使用するための取り組みを行っていること。
	・リサイクルの取り組み:主にその業種に関連した容器包装類、販売のために必要な物品
	について、資源として再利用するための取り組みを行っていること。
	認定の種類
	上記の3つの認定基準をもとに、次のような方法で認定を行う。
	・RRR (トリプルアール): 3 R すべての取り組みを行っている販売店
	・RR (ダブルアール): 3Rのうちどれか2つの取り組みを行っている販売店
	・R (シングルアール): 3 R のうちどれか 1 つの取り組みを行っている販売店
	▶ 認定審査員について
	エコショップの認定を行うのは、新城市職員および、公募によって一般市民から選出さ
	れる認定審査員である。認定に市民を参加させることによって、市民・販売店・行政が協
	働でごみ減量と資源保護を行っていくという意識を高めることができる。
	市民から選出される「しんしろエコショップ」認定審査員(以下「審査員」)は、環境
	問題に関心がある市内在住の人で、職員と一緒に現地審査を行う時間のとれる人をボラン
	ティアによるとして公募し、適否の判断をし任命する。審査員には「しんしろエコショッ
	プ」認定審査員証(第2号様式)を発行する。
	➤ エコショップ認定を受けた販売店のメリット、認定を受けたことにより発生する義務等
	<ul><li>・認定シール(A4サイズ)の交付</li></ul>
	・環境にやさしい販売店として、市のホームページや広報等で取り組みを紹介(2006年9
	月より、ホームページでの認定販売店の紹介をさらに充実。販売店のおすすめ情報・キ
	ャンペーン告知、認定審査員による講評なども PR できるようになった)。
	・なお、認定を受けたことによって特別な義務が生じることはなく、認定を受けた販売店
	は自主的に3Rの取り組みを行っていくことになる。
適用実績	▶ 2006 年 7 月末の時点で、認定をうけた販売店は 10 箇所。2006 年 12 月末の時点ですべての
	販売店に関して新城市公式ホームページ上に PR 記事が記載されている。
	▶ 認定を受けた販売店の例
	・ユニー新城店(認定の種類:RRR)
	→簡易包装、マイバッグ持参推進 (リデュース)・納品箱の再使用 (リユース)・容
	器包装および業務用食用油の再利用、再生紙の使用(リサイクル)
	<ul><li>スクールショップマルブン(認定の種類:RR)</li></ul>
	→取扱商品の修理サービス、中古の学生服販売(リユース)・商品の切れ端を使用し
11.th	た商品を販売(リサイクル)

出典・参考文献:

http://www.city.shinshiro.aichi.jp/section/kankyou/ecoshop/index.html

## 34. アイドリングストップキャンペーン

04. 7 1 1 7 J	プストップキャンペーン
熊本県	
「アイドリ	ング・ストップ宣言事業所」募集
所管	熊本県環境生活部環境政策課 環境立県推進室
目的・意義	自動車は私たちの暮らしに欠かせない反面、自動車の排出ガスが地球温暖化や大気汚染に大き
	な影響を与えている。そのため、県では、誰もがすぐに取り組むことができる「アイドリング・
	ストップ」を環境に配慮した運転マナーとして推奨しており、県民や事業者の先導役として、積
	極的にアイドリング・ストップの実践や啓発を行う事業所を「アイドリング・ストップ宣言事業
	所」として募集している。
対象	事業所
取組内容	宣言した事業所は、業務実態に応じたアイドリング・ストップの推進に取り組む
	▶ 取組み内容
	【自動車を使用する事業所】
	・従業員等にアイドリング・ストップの意義と方法を周知する
	・事業所や所有する自動車にアイドリング・ストップ宣言事業所ポスターやステッカーを
	貼る
	<ul><li>運転者のアイドリング・ストップの取組状況について把握</li></ul>
	【駐車場を設置又は管理する事業所】
	・自動車で来訪する客、取引事業者にアイドリング・ストップを呼びかける
	<ul><li>事業所にアイドリング・ストップ宣言事業所ポスターやステッカーを貼る</li></ul>
	▶ 宣言をした事業所のメリット
	・事業所などにポスター等を掲示することで、環境に配慮した事業所としてのPRにつな がる
	<ul><li>環境にやさしいだけでなく、燃料費の節減にもつながる</li></ul>
	・地球温暖化や大気汚染対策だけでなく、周囲への騒音対策としても有効
	- 地球温暖に (人気的条対象だり (なく、周囲・*の瀬首対象としても行効
	・取組内容に応じて啓発グッズ(ポスター、店頭用ステッカー、自動車用ステッカー、車
	内ステッカー)を配布
	<ul><li>アイドリング・ストップやその他のエコドライブに関する情報を提供</li></ul>
	・アンケート調査等への協力を依頼
	・効果的又は先進的な実践事例などは県広報番組等により紹介
	▶ 登録事業所数: 2613 (平成 17 年 12 月 31 日現在)
スピノロントルス	, TOWN TO (   WALL   18 /1 OT HOULE)
l	

# 出典・参考文献:

http://www.pref.kumamoto.jp/eco/idling/index.html

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』 平成 18 年 4 月

新潟市(新潟リ	
	ポノ リング・ストップ運動」
所管	新潟市 市民局 環境部 環境対策課企画係
策定時期	創設:1998 (平成10) 年度
目的・意義	自動車の無駄なアイドリングをなくすことで排気ガスによる大気汚染を防止し、地球温暖化の
	原因物質である二酸化炭素などの排出を抑制すること
対象	市民
取組内容	<ul><li>▶ にいがた市民環境会議との共催で「アイドリング・ストップ運動」を展開している。</li><li>※ にいがた市民環境会議</li><li>…市民や事業者が中心となって、それぞれの役割に基づいた環境保全に関する取組み</li></ul>
	を推進する会議。発足は平成9年8月26日。
	▶ ステッカーの配布
	アイドリング・ストップを推進するため、市ではオリジナルステッカー(下図)を作成し、配布している。配布場所は市役所本館・分館案内、黒埼支所市民課、地区事務所、市内のガソリンスタンドなどで、毎年6月(環境月間)には、とくに広く配布されている。ステッカーは自動車の後部窓など司会をさまたげないガラス部分に貼って使用するもので、内貼り用と外貼り用の2種類がある。
	STOP IDLING アイドリング・ストップ運動 新海市・にいがた市民環境会員
	図. オリジナルステッカー

http://www.city.niigata.niigata.jp/info/kantai/ids/idstop.htm

http://www.city.niigata.niigata.jp/sihou/1997/970817/pdf/1590\_1.pdf

## 35. 公共交通普及キャンペーン

30. 公共文通音及イヤンペーン	
鳥取県	シェンスルセンス被組む中央を入来等である。
	さしい公共交通機関利用推進企業認定制度
所管	鳥取県 企画部交通政策課
策定時期	施行: 2005 (平成 17) 年 1 月 18 日
目的・意義	地球温暖化防止の確実な成果を上げるためには、今まで以上に公共交通機関の利用及びライフ
	スタイルの変更を促進し、自家用自動車からの二酸化炭素排出量を削減することが重要である。
	鳥取県内において公共交通機関の利用促進に取り組んでいる企業又は取り組もうとしている
	企業を認定することにより、公共交通機関の利用促進に対する県民及び県内企業の意識の高揚及
	び向上を図る。
対象	事業者、個人
取組内容	▶ 環境保全や地域の自立など地域社会に貢献する企業を「環境にやさしい公共交通機関利用
	推進企業」として知事が認定。支店・出張所・支所等の単位でも認定が可能。
	・認定証の交付(3 年間有効)
	・県のホームページ等により企業の取組について紹介
	・認定された企業は、毎年、取組状況報告書を提出
	▶ 認定条件
	県内で事業(営利・非営利の別、規模を問わない)を行っている法人または個人で、次
	の項目に取り組んでいる、または計画を立てていること
	(1)公共交通機関利用推進委員の設置
	(2)社員に対する公共交通機関利用促進研修会の開催(年1回以上)
	(3)公共交通機関の利用促進の具体的取組の実施(次の中から1項目以上)
	<ul><li>ノーマイカーデーの実施</li></ul>
	<ul><li>自家用車通勤の自粛</li></ul>
	・自家用車と公共交通機関(鉄道・バス)を乗り継ぐ通勤形態の推進
	<ul><li>・公共交通機関に合わせた勤務時間の設定</li></ul>
	・公共交通機関による出張
	・これら以外の公共交通機関利用促進の具体的取組の実施
	. I South and South and the so
適用実績	認証取得企業数
	▶ 48 事業所 (平成 18 年 9 月現在)

出典・参考文献:

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=10999

## 36. 率先行動

36. 举先行動	
各地方公共団体	
率先行動の	実施
所管	
策定時期	
目的・意義	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき都道府県及び市区町村は、基本方針に
	即して、当該都道府県及び市区町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等のための措置
	に関する計画を策定するものとされている。
対象	地方公共団体
取組内容	▶ グリーン購入の実施
	・環境への負荷ができるだけ少ない商品・サービスの優先的購入。
	▶ 低公害車導入普及促進事業
	・公用車として低公害車の導入を実施する。
	・公用車としての所有台数の抑制。
	▶ 水素燃料電池車の導入
	・公用車として利用するとともに、イベントや学習会等での燃料電池の説明、燃料電池車
	の展示や試乗会等を行う。
	▶ 地方公共団体内施設への ESCO 推進事業の導入
	・地方公共団体所有の施設において、ESCO 導入を促進。
	⇒ 新エネルギー、再生可能エネルギーへの取組み
	・風力発電や太陽光発電、廃棄物発電等の導入。
	・普及啓発効果の高い住民利用施設への設備や緊急時に独立電源として機能する防災対
	応型の設備などへの導入。 
	・庁舎への太陽光発電パネルの導入。発電量等が表示されるパネルを設置して RP も実施。
	▶ 雪冷熱エネルギーの有効利用 ・・利用エネルギー道子が促進されため、地上の共用は有物語が活用し、電冷熱による拡
	・未利用エネルギー導入を促進するため、地方公共団体有施設を活用し、雪冷熱による施 設の冷房を実施。
	・環境マネジメントシステムの運用を通じて、職員が率先して環境に配慮した取組を実
	施。
	ルニ。 ▶ 財のサービスの使用に当たっての配慮の実施
	・不必要時の消灯・エレベーターの使用削減などの電気使用量の抑制
	→ 廃棄に当たっての配慮の実施
	・用紙類・容器等の資源化の実施、廃棄文書・図書等の資源化
	▶ 施設の設計・施工における配慮の実施
	・屋上緑化の導入、雨水・中水等の利用、省エネルギー型空調設備等の導入
	・用紙類・容器等の資源化の実施、廃棄文書・図書等の資源化

# 出典・参考文献:

経済産業省『平成 17 年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (地方公共団体における省エネルギー関連施策の実態調査)』平成 18 年 4 月